官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令（**総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**三）　二
○農地法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**七四）
〔**法規的告示**〕
○緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　三
○工場立地に関する準則の一部を改正する告示（**同**二）　四
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**八）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（**厚生労働**三八七）
〔**その他告示**〕
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一六八三～一六八七）　四
○保安林の指定をする件（**同**一六八八、一六八九）　六
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の指定する者及び指定する試験を定める件（**経済産業**一四七、一四八）
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一三三四）
○登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件（**同**一三三五、一三三六）　七
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（**同**一三三七）　七
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（**同**一三三八）
〔**国会事項**〕　七
〔**人事異動**〕
法務省　七
〔**皇室事項**〕　八
〔**官庁報告**〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（福岡労働局最低賃金公示四）　八
原戸籍の一部が滅失した件（法務省告示配一七六）　八
〔**公　告**〕
諸　事　項
**官庁**
河川法に基づく工作物返還に係る公示関係　八
**裁判所**
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
**会社その他**　二九

# 省　令

**○総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号**

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月九日

総務大臣　藤井比早之
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣　笹川　博義

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令（平成二十九年総務省、農林水産省、環境省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （連携支援計画の承認の申請）<br>**第一条**　（略）<br>２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<br>一～三　（略）<br>四　法第三十一条第三項の事項を記載する場合には、補助金等交付財産（法第十三条第三項第七号に規定する補助金等交付財産をいう。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。次条第二項第三号において同じ。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省、デジタル庁又は防災庁の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類<br>３　（略） | （連携支援計画の承認の申請）<br>**第一条**　（略）<br>２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<br>一～三　（略）<br>四　法第三十一条第三項の事項を記載する場合には、補助金等交付財産（法第十三条第三項第五号に規定する補助金等交付財産をいう。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。次条第二項第三号において同じ。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省、デジタル庁又は防災庁の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類<br>３　（略） |

**附　則**

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**○農林水産省令第七十四号**

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十二条第一項及び第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月九日

農林水産大臣　武部　新

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請）<br>**第十条**　（略）<br>２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<br>一～七　（略）<br>八　権利を取得しようとする者が景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項に規定する景観整備推進法人である場合には、同法第五十六条第二項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面<br>九～十一　（略） | （農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請）<br>**第十条**　（略）<br>２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<br>一～七　（略）<br>八　権利を取得しようとする者が景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項に規定する景観整備機構である場合には、同法第五十六条第二項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面<br>九～十一　（略） |

（利用意向調査）

**第七十四条**　法第三十二条第一項の規定による利用意向調査は、当該調査に係る一筆の農地ごとに、その農地の農業上の利用の意向についての意思の内容が次の各号のいずれに該当するかについて行うものとする。

一・二　（略）

三　当該農地の所有者等（法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）が耕作すること。

四　（略）

2　（略）

3　農業委員会は、その農地の農業上の利用の意向についての意思の内容が第一項第一号に該当するものについて、その旨を農林水産省のウェブサイト（法第五十二条の三第一項及び第二項の規定による公表を目的とするものに限る。第百四条第二項第二号において同じ。）への掲載により公表しなければならない。

（利用意向調査の対象とならない農地）

**第七十七条**　法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

三　第七十四条第三項に規定するもの（耕作の事業に従事する者が不在となる農地）

**第七十八条**　法第三十三条第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　次に掲げる農地であつて、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるもの

イ　その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが死亡したもの

ロ　（略）

二～五　（略）

（利用意向調査）

**第七十四条**　法第三十二条第一項の規定による利用意向調査は、当該調査に係る一筆の農地ごとに、その農地の農業上の利用の意向についての意思の内容が次の各号のいずれに該当するかについて行うものとする。

一・二　（略）

三　当該農地の所有者等が耕作すること。

四　（略）

2　（新設）

（利用意向調査の対象とならない農地）

**第七十七条**　法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

（新設）

（耕作の事業に従事する者が不在となる農地）

**第七十八条**　法第三十三条第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　次に掲げる農地であつて、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるもの

イ　その農地の所有者等（法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）で耕作の事業に従事するものが死亡したもの

ロ　（略）

二～五　（略）

（公表することが適当でない事項等）

**第百四条**　（略）

2　法第五十二条の三第一項の規定による公表は、原則として次に掲げる方法により行うものとする。

一　（略）

二　公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）を農林水産省のウェブサイトに掲載すること。

（公表することが適当でない事項等）

**第百四条**　（略）

2　法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　（略）

二　公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）をインターネットの利用その他の方法により提供すること。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十条第二項第八号の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

# 法規的告示

**○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号**

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条の二第二項に規定する緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準を次のように定め、同項の規定に基づき公表する。

令和八年十一月九日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲

緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条の二第二項に規定する緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準は、次のとおりとする。

一　緑地の面積の敷地面積に対する割合の下限　百分の一以上

二　環境施設の面積の敷地面積に対する割合の下限　百分の一以上

（備考）

1　緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合の下限値の設定に当たっては、承認地域経済牽引事業用工場等に近接する地域の状況のみにとどまらず、周辺の地域が当該地域の住民の生活の用に供されている状況を勘案して、承認地域経済牽引事業用工場等の周辺の生活環境の保持がなされるように配慮すること。

2　工場立地法施行規則（昭和四十九年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第一号。以下「規則」という。）第四条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第一号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第三条に規定する建築物屋上等緑化施設については、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができる。

**附　則**

この告示は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第二号**

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定に基づき、工場立地に関する準則（平成十年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第一号）の一部を次の表のように改正し、同項の規定に基づき公表する。

令和八年十一月九日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （環境施設の配置）<br>**第四条**　環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。ただし、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定に基づき市町村準則が定められた場合（以下「市町村準則が定められた場合」という。）又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項若しくは第十八条の二第一項の規定に基づき準則が定められた場合であって、これらの準則に規定する環境施設面積率が百分の十五未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。 | （環境施設の配置）<br>**第四条**　環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。ただし、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定に基づき市町村準則が定められた場合（以下「市町村準則が定められた場合」という。）又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項の規定に基づき準則が定められた場合であって、これらの準則に規定する環境施設面積率が百分の十五未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。 |
| **附　則**<br>この告示は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。 | |

**○財務省、農林水産省、経済産業省告示第八号**

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年十一月九日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

| 変更前 | 変更後 |
| --- | --- |
| 営業所又は事務所の名称：長岡支店<br>郵便番号：940―0061<br>所在地：新潟県長岡市城内町１丁目２番地10号<br>電話番号：0258―35―2121 | 営業所又は事務所の名称：長岡支店<br>郵便番号：940―0062<br>所在地：新潟県長岡市大手通２丁目２番地14号<br>電話番号：0258―35―2121 |

(2)　変更年月日

令和８年11月９日

(3)　変更の理由

移転のため

**○厚生労働省告示第三百八十七号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十八条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行の日（令和九年五月二十日）から適用する。

令和八年十一月九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第六十八条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、薬局医薬品とする。ただし、次に掲げるものを除く。

一　体外診断用医薬品

二　法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品

三　薬局製造販売医薬品

## その他告示

**○農林水産省告示第千六百八十三号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和八年二月十六日に消滅したものとみなされる。

令和八年十一月九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第31565号
2　登録年月日　令和８年２月16日
3　農林水産植物の種類
Rubus L.
4　登録品種の名称　Von
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
North Carolina State University
1021 Main Campus Drive, 2nd Floor, Raleigh, NC, 27606, USA

**○農林水産省告示第千六百八十四号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和八年三月二日に消滅したものとみなされる。

令和八年十一月九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第31610号
2　登録年月日　令和８年３月２日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　MEGUMI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鈴木健治
静岡県浜松市西区古人見町3731

1　登録番号　第31617号
2　登録年月日　令和８年３月２日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KEIFUGANBAI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第31618号
2　登録年月日　令和８年３月２日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KORETHORO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG
25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany

1　登録番号　第31619号
2　登録年月日　令和８年３月２日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　トゥーアリス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
高橋弘
愛知県弥富市稲元十丁目31番地

1　登録番号　第31620号
2　登録年月日　令和８年３月２日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ナナマーゴ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
高橋弘
愛知県弥富市稲元十丁目31番地

**○農林水産省告示第千六百八十五号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和八年五月十八日に消滅したものとみなされる。

令和八年十一月九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第31637号
2　登録年月日　令和８年５月18日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Surf Goreyaku
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第31638号
2　登録年月日　令和８年５月18日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　MYPET011
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号

1　登録番号　第31640号
2　登録年月日　令和８年５月18日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　HBPMSP8
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
川上竜一
埼玉県吉川市栄町1568―１グラース・アビタシオンⅢ201

1　登録番号　第31641号
2　登録年月日　令和８年５月18日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　HBPMBY9
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
川上竜一
埼玉県吉川市栄町1568―１グラース・アビタシオンⅢ201

1　登録番号　第31647号
2　登録年月日　令和８年５月18日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpetu 3566
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第31648号
2　登録年月日　令和８年５月18日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpetu 1592
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

**○農林水産省告示第千六百八十六号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和八年五月二十二日に消滅したものとみなされる。

令和八年十一月九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第31707号
2　登録年月日　令和８年５月22日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　シューマカン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第31708号
2　登録年月日　令和８年５月22日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　秀ぜらくも
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第31709号
2　登録年月日　令和８年５月22日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　秀しじま
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

**○農林水産省告示第千六百八十七号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和八年六月十二日に消滅したものとみなされる。

令和八年十一月九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第31750号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　セイタトラ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第31758号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Daucus carota L.
4　登録品種の名称　RUBYPAK
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Nunhems B.V.
Napoleonsweg 152, 6083 AB Nunhem, The Netherlands

1　登録番号　第31763号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresh22403
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第31770号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresi22699
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第31771号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresi22984
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第31772号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bre19FB011
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第31773号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　NATaway
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
SB TALEE DE COLOMBIA SAS
Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia

1　登録番号　第31775号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　NATelany
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
SB TALEE DE COLOMBIA SAS
Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia

**○農林水産省告示第千六百八十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月九日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町戸部字ヨマセ一五六七、一五六八の一、一五七〇の一、一五七一の一、一五九八、一六〇〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　(一)　指定施業要件

立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び河内長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第百四十七号**

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第六条第四項並びに第七条の二第一項並びに第二項第一号及び第二号の規定に基づき、同令第六条第四項並びに第七条の二第一項並びに第二項第一号及び第二号の指定する者及び指定する試験を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年十一月九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第六条第四項並びに第七条の二第一項並びに第二項第一号及び第二号の指定する者は、令和八年熊本地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者とし、同令第六条第四項の指定する試験は、合格した一次試験の行われた年度の初めから二年を経過した後において最初に行われる試験とし、同令第七条の二第一項及び第二項第一号の指定する試験は、合格した一次試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において最初に行われる試験とし、同項第二号の指定する試験は、合格した一次試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において二回目に行われる試験とする。

**○経済産業省告示第百四十八号**

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第七条の二第二項第一号及び第二号の規定に基づき、同令第七条の二第二項第一号及び第二号の指定する者及び指定する試験を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年十一月九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第七条の二第二項第一号及び第二号の指定する者は、令和八年八月三十日に福井大学文京キャンパス会場において行うこととされていた第三種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験の受験願書を提出し受理され、当該試験に代えて行われた試験の申請をしなかった者とし、同項第一号の指定する試験は、合格した一次試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において最初に行われる試験とし、同項第二号の指定する試験は、合格した一次試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において二回目に行われる試験とする。

**○国土交通省告示第千三百三十四号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月九日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月九日

国土交通大臣　井林　辰憲

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| | | （メートル） | （メートル） |
| 静岡市清水区宍原字大沢三〇〇八番三地先から同市葵区飯間字宮沢一一五〇番九まで | 前 | 最小　五八一 | 三七〇五八 |
| | 後 | 最小　二四 | |
| 藤枝市岡部町桂島字朝比奈山本沢二一〇八番二から同市谷稲葉字大沢一六四三番六まで | 前 | 最小　四八 | 一〇〇四三 |
| | 後 | 最小　四七三 | |
| 島田市大草字上反方九一〇番二六から同市相賀字室谷四七番一三二まで | 前 | 最大　二一五 | 四四三五 |
| | 後 | 最小　三九 | |
| | | 最大　二一五 | |
| | | 最小　三九 | |

掛川市倉真字横道七七七九番二から同市倉真字横道七七八一番一まで

前　最大　三〇九
　最小　二六四
後　最大　三〇七
　最小　二六三

浜松市浜名区滝沢町字下別所一二六七番三地内

前　最大　七二
　最小　六五
後　最大　七四
　最小　六五

六

**○国土交通省告示第千三百三十五号**

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十一月九日

国土交通大臣　井林　辰憲

| 登録年月日 | 名称 | 住所 | 種類 |
|---|---|---|---|
| 令和八年十月二十一日 | 株式会社網干総合教育センター | 兵庫県姫路市網干区高田八四番地の五 | 貨物軽自動車安全管理者講習 |

**○国土交通省告示第千三百三十六号**

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十一月九日

国土交通大臣　井林　辰憲

| 登録年月日 | 名称 | 住所 | 種類 |
|---|---|---|---|
| 令和八年十月二十一日 | 東洋自動車株式会社 | 千葉県旭市鎌数五一四六番地 | 貨物軽自動車安全管理者講習 |

**○国土交通省告示第千三百三十七号**

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年十月二十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月九日

国土交通大臣　井林　辰憲

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 型式変更の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第Ｆ―361号 | 表面仕上材（一次甲板床張り材） | カルムーンシート（床用） | 積水化学工業株式会社 | 樹脂層の配合比率の追加及び金属層の仕様の変更 |
| 第Ｆ―362号 | 表面仕上材（難燃性上張り材） | カルムーンシート | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第千三百三十八号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、令和八年十月二十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月九日

国土交通大臣　井林　辰憲

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第Ｐ―663号 | 油吸着材（マット状のもの） | 油レンジャー（SY―60） | 有限会社ティー・エヌ・プラン | 大阪府和泉市黒鳥町一丁目3番64号 |

# 国会事項

## 衆議院

**質問書提出**

十一月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

石垣市の台湾定期航路事業「やいま丸」に関する質問主意書（西村智奈美提出）

核兵器禁止条約第一回再検討会議国会議員会合に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

**議事日程**

十一月六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

令和八年十一月六日（金曜日）

午後一時開議

第一　公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　経済上の連携に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

## 参議院

**質問主意書提出**

十一月五日議員から次の質問主意書が提出された。

公的給付におけるステーブルコイン等の活用等に係る問題点に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二〇号）

個人ＢＳＤ報告書に係る調査についての小泉防衛大臣の発言及び公益通報への対応に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二一号）

# 人事異動

## 法務省

令和九年司法試験考査委員に任命する

任期は令和十年三月三十一日までとする

有田　謙司　市川　祐生　稲葉　一将
岩田　整　内海　博俊　愛知　靖之
緒方　桂子　小澤　英明　川濵　昇
神前　禎　木村耕太郎
黒川　哲志　塩津　立人　栗原　伸輔
髙橋　祐介　竹内　真理　清水　靖博
棚橋　桂介　玉蟲　由樹　田近　肇
道垣内正人　永塚　弘毅　鶴田　彬光
中村　新造　西村　裕一　中林　暁生
長谷川佳彦　原田　大樹　萩原　浩太
藤原　孝洋　前田　健　藤田　晶子
森　肇志　山下功一郎　宮本十至子
渡邉　知行　山部　俊文
判事兼簡易裁判所判事
同　衣斐　瑞穂　岩佐　圭祐
同　角谷　昌毅　小野　啓介
同　梶　直穂　葛西　功洋
同　木口　麻衣　神谷　厚毅
同　澁谷　勝海　篠田　賢治
同　髙櫻　慎平　下　和弘
同　向井亜紀子　西村康一郎
同　和久　一彦　森田　淳

令和九年司法試験考査委員に任命する

任期は令和十年三月三十一日までとする

令和九年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は令和九年十二月三十一日までとする（各通）

秋野　卓生　安藤　紘人　池田　聡
伊藤　一哉　井上　和治　岡田　健一
小川　正持　沖　隆一　加藤　貴仁
北村　聡子　小出　篤　五島　丈裕
小島豊一郎　齊藤　彰子　実野　現
嶋矢　貴之　白石　大　杉山　悦子
鈴木　成之　園田　賢治　髙田　祐史
田中　良幸　豊田　兼彦　布川　佳正
野口　容子　幡野　弘樹　**廣谷　章雄**
松田　岳士　松原　香織　村井　勝則
矢作　和彦　薮田　礼子　山本　哲生
吉政　知広　米村　滋人　渡部美由紀
判事兼簡易裁判所判事
同　内山　裕史　伊藤　聡志
同　郡司　英明　神吉　康二
同　志田健太郎　坂川波奈子
同　丹下　友華　柴田　義人
同　平野　貴之　菱川　孝之
同　森川さつき　福嶋　一訓
同　渡辺　諭

令和九年司法試験考査委員に任命する

任期は令和十年三月三十一日までとする

令和九年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は令和十年二月二十九日までとする（各通）

赤石　憲昭　石原　剛　市川　康夫
伊藤　武　稲垣　春樹　岩本　康志
川口　航史　小荒井　衛　河野　礼子
佐藤　尚毅　杉本　裕　高村　夏輝
土田　宏成　土屋　俊二　永井　敦
中澤　高志　中丸　貴史　奈良　雅之
西倉　実季　野邊　厚　福田　安典
増渕　伸一　道上　達男　宮丸　裕二
宮本　弘暁　森山　至貴

令和九年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和九年十一月三十日までとする（各通）

検事
同　猪股　直子
同　大原　高夫
同　小野本　敦
同　木下　英春
同　中西　恭祐
同　古谷　真良
同　堀内　元城
同　前田　和孝
同　矢崎　正子
同　渡邉　哲

検事兼法務教官
検事兼法務事務官

令和九年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和十年三月三十一日までとする
令和九年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年十一月三十一日までとする
（各通）

検事
同　石飛　勝幸
同　太田　章子
同　恩地　孝幸
同　金杉　敏宏
同　栗原　一紘
同　齊藤　恒久
同　芝本　昌征
同　武田　純一
同　橋本　映司
同　早川　由規
同　古川　貴大
同　向井　翔
同　矢野　諭

検事兼法務教官

令和九年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和十年三月三十一日までとする
令和九年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和十年二月二十九日までとする
（各通）

同　万野　圭美　　同　山名　淳一

令和九年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年十一月三十日までとする
（各通）（以上十一月一日）

# 皇室事項

**行幸啓**

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、十一月四日午後六時四十六分御出門、「ルーヴル美術館展　ルネサンス」を御覧のため、国立新美術館（港区）へ行幸啓、同九時三十三分還幸啓になった。

**御見舞電報及び御答電**

九月の台風二十五号による災害につき、九月二十八日カンボジア国王陛下から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対し十一月四日御答電を発せられた。

# 官庁報告

## 労　働

**最低賃金の改正決定に関する公示**

福岡労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月９日

福岡労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間1,147円」を「１時間1,205円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月10日から効力を生ずる。

**法務省告示配第百七十六号**

長野市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十一月九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、長野市役所又は長野地方法務局に照会すること。

令和八年十一月九日　法務大臣　斗上　貴司

長野県篠ノ井市大字有旅七百四十八番地

池田　盛治

# 公　告

## 諸　事　項

**河川法に基づく工作物返還に係る公示**

利根川水系渡良瀬川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年11月９日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶１艘及び釣り台１基

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　茨城県古河市古河地先

(2)　当該工作物を除却した日　令和８年10月６日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日　令和８年10月６日

(2)　保管の場所　茨城県古河市桜町４－８　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　古河出張所

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19－１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　占用調整課　電話　0480－52－3960

**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和８年（家）第７１７３０号**

山梨県富士吉田市下吉田二丁目１９番１１号
申立人　都留信用組合
本籍山梨県富士吉田市下吉田５丁目８６番地
最後の住所東京都新宿区下落合２丁目１７番７号
死亡の場所東京都板橋区
死亡年月日令和４年１月４日
出生の場所山梨県南都留郡瑞穂村
出生年月日昭和９年４月１４日
職業　無職　被相続人　亡　神山　和子
事務所　東京都中央区日本橋３丁目３番４号　永沢ビル５階　永沢総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　野田　聖子
催告期間満了日　令和９年５月３１日

東京家庭裁判所

**令和８年（家）第８０１８１号**

埼玉県北本市二ツ家一丁目３３３番地
申立人　北本ハイデンス自治・管理組合
本籍岐阜県恵那市長島町久須見２１２番地
最後の住所埼玉県北本市二ツ家一丁目３３３番地　ハイデンス１－４３７
死亡の場所埼玉県北本市
死亡年月日平成３０年１２月以下不詳
出生の場所埼玉県川口市
出生年月日昭和４４年８月２１日
職業会社員　被相続人　亡　町野　隆治
事務所さいたま市大宮区桜木町１－１０－１６　シーノ大宮ノースウィング１４階Ｂ　アーク法律事務所
相続財産清算人　弁護士　上田　和恵
催告期間満了日　令和９年６月７日

さいたま家庭裁判所

**令和８年（家）第８０３０６号**
神奈川県小田原市前川５５２番地の１　ロッキーホーム前川１０６
申立人　伍井　寿枝
本籍埼玉県さいたま市北区植竹町二丁目４７番地
最後の住所埼玉県さいたま市北区植竹町２丁目４７番地
死亡の場所埼玉県さいたま市北区
死亡年月日令和７年１０月２６日
出生の場所埼玉県与野市
出生年月日昭和４３年１１月１６日
職業医師　被相続人　亡　宮﨑　貴子
事務所さいたま市南区南浦和２－３９－１８　第六大雄ビル４階Ｂ号室　ゆりのき法律事務所
相続財産清算人　弁護士　上田　裕
催告期間満了日　令和９年６月７日
さいたま家庭裁判所

**令和８年（家）第８０３５１号**
東京都北区豊島６丁目７番２号
申立人　鈴木　京子
本籍埼玉県川口市大字芝７０１６番地６７
最後の住所埼玉県川口市大字芝７０１６番地の６７
死亡の場所埼玉県川口市
死亡年月日令和８年１月１日
出生の場所東京都北区
出生年月日昭和４５年１月１日
職業無職　被相続人　亡　林　富幸
事務所さいたま市浦和区高砂２－１３－１９　Ｋ２ビル７階　みそら法律事務所
相続財産清算人　弁護士　井本　大輔
催告期間満了日　令和９年６月７日
さいたま家庭裁判所

**令和　８年（家）第　　９４８号**
兵庫県姫路市田寺東２丁目30番22－２号
申立人　長井　正人
本籍兵庫県明石市野々上一丁目７番地17
最後の住所兵庫県たつの市新宮町栗町46３番地１　栗の木荘
死亡の場所兵庫県たつの市
死亡年月日令和８年７月25日
出生の場所兵庫県明石市
出生年月日昭和38年８月９日
職業無職　被相続人　亡　藤本　哲幸
兵庫県たつの市龍野町富永77８番地１エステート湯口２Ｄ西はりま法律事務所
相続財産清算人　弁護士　佐古井啓太
催告期間満了日　令和９年５月17日
神戸家庭裁判所龍野支部

**令和　８年（家）第　１０００号**
宮崎市宮田町２番23号
申立人　宮崎県信用保証協会
本籍宮崎県都城市乙房町2357番地１
最後の住所宮崎県都城市乙房町2357番地１
死亡の場所宮崎県都城市
死亡年月日推定令和６年１月５日
出生の場所宮崎県都城市
出生年月日昭和50年３月12日
職業板金・金物工事業　被相続人　亡　永野　一夫
宮崎県都城市北原町23街区４号
相続財産清算人　司法書士　児玉　友愛
催告期間満了日　令和９年５月24日
宮崎家庭裁判所都城支部

**令和８年（家）第４０３６９号**
北九州市小倉南区朽網東４丁目１０番３４号
申立人　山下　光
本籍　兵庫県神戸市長田区御蔵通五丁目１０番地
最後の住所　兵庫県神戸市垂水区高丸六丁目７番１－５０４号
死亡の場所　兵庫県神戸市須磨区
死亡年月日　令和7年5月29日
出生の場所　山口県下関市
出生年月日　昭和50年10月31日
職業　不明　被相続人　亡　小林　誠
神戸市中央区多聞通３丁目３番９号神戸楠公前ビル３階　神戸湊川法律事務所
相続財産清算人　弁護士　浦本　真希
催告期間満了日　令和9年5月27日
神戸家庭裁判所

**令和８年（家）第３０１６６号**
千葉県市川市八幡４－６－７－７０３
申立人　小野　裕士
本籍千葉県千葉市中央区亀井町１１８番地
最後の住所千葉県市川市南八幡１丁目２３番１４号　まどか本八幡東
死亡の場所千葉県市川市
死亡年月日令和５年５月２１日
出生の場所不明
出生年月日大正８年１２月２７日
職業　無職　被相続人　亡　小野　たい
事務所　千葉県市川市南八幡４丁目５番２０号　エムワイビル５Ａ　アライズ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　鈴木　隆文
催告期間満了日　令和９年６月７日
千葉家庭裁判所市川出張所

**令和８年（家）第３０１７４号**
東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
本籍千葉県浦安市富士見二丁目２５７１番地１４
最後の住所千葉県浦安市富士見２丁目１６番２７号
死亡の場所千葉県浦安市
死亡年月日令和４年１２月１９日
出生の場所栃木県河内郡大沢村
出生年月日昭和２５年２月１４日
職業　無職　被相続人　亡　篠﨑　春男
事務所　千葉県市川市八幡３丁目１番１８号３階　シャトー増田Ｎｏ．３　法律事務所羅針盤
相続財産清算人　弁護士　本田　真郷
催告期間満了日　令和９年６月７日
千葉家庭裁判所市川出張所

**令和８年（家）第７１７７２号**
東京都台東区上野五丁目１４番９号
申立人　株式会社ホンダカーズ東京
本籍千葉県市川市南八幡三丁目１３番
最後の住所東京都江戸川区西一之江１丁目７番１号
死亡の場所東京都江戸川区
死亡年月日令和７年８月５日推定
出生の場所長崎県佐世保市
出生年月日昭和２６年４月２９日
職業　不明　被相続人　亡　黒木　勝
事務所　東京都文京区本郷３－１９－４ＴＬＣ本郷７１２　海老原覚法律事務所
相続財産清算人　弁護士　海老原　覚
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

**令和８年（家）第９５１６号**
石川県金沢市泉２丁目１番３号
申立人　レジデンス泉管理組合
本籍石川県金沢市高畠２丁目165番地
最後の住所石川県金沢市泉２丁目１番３号
死亡の場所石川県金沢市
死亡年月日令和５年３月21日頃から31日頃までの間
出生の場所福岡県鞍手郡宮田町
出生年月日昭和23年３月13日
職業不明　被相続人　亡　森田　美知子
事務所石川県金沢市小将町３番８号　弁護士法人兼六法律事務所
相続財産清算人　弁護士　笠谷　洵史
催告期間満了日　令和９年５月24日
金沢家庭裁判所

**令和８年（家）第１０１２２号**
東京都中央区八重洲２丁目10番17号
申立人　株式会社商工組合中央金庫
本籍石川県金沢市泉野出町２丁目15番
最後の住所石川県金沢市白菊町20番28号　南出ハイム・202号
死亡の場所石川県金沢市
死亡年月日令和７年５月27日
出生の場所石川県鹿島郡能登島町
出生年月日昭和35年３月19日
職業飲食業　被相続人　亡　竹本　徹夫
事務所石川県金沢市高畠１丁目335番地　高野ビル201　寒月法律事務所
相続財産清算人　弁護士　安部　宏樹
催告期間満了日　令和９年５月24日
金沢家庭裁判所

**令和８年（家）第３０１０７号**
京都市左京区高野東開町1番地の7東大路高野第2住宅14棟203号
申立人　山本　貞子
本籍広島県呉市警固屋2丁目34番地
最後の住所広島県呉市焼山西1丁目3番15号
死亡の場所広島県呉市
死亡年月日令和8年1月17日
出生の場所広島県佐伯郡沖美町
出生年月日昭和19年12月3日
職業無職　被相続人　亡　山田　邦彦
事務所広島県呉市中央5－1－3－201
相続財産清算人　弁護士　宮城　孝博
催告期間満了日　令和9年5月24日
広島家庭裁判所呉支部

**令和８年（家）第３００９７号**
広島県江田島市江田島町津久茂3丁目7番12号
申立人　木　戸　則　安
本籍広島県江田島市江田島町津久茂2丁目407番地
最後の住所広島県江田島市江田島町津久茂2丁目23番14号
死亡の場所大阪府堺市南区
死亡年月日令和8年3月21日死亡
出生の場所広島県安芸郡江田島村
出生年月日昭和23年4月12日
職業無職　被相続人　亡　木戸　進
事務所広島県江田島市大柿町飛渡瀬364番地1
相続財産清算人　司法書士　室　伸征
催告期間満了日　令和9年5月24日
広島家庭裁判所呉支部

**令和８年（家）第３１９９号**
神奈川県小田原市久野115番地の２
申立人　社会福祉法人小田原市社会福祉協議会
本籍神奈川県小田原市蓮正寺528番地
最後の住所神奈川県小田原市蓮正寺528番地
市営螢田住宅１号棟２号
死亡の場所神奈川県小田原市
死亡年月日令和８年８月18日
出生の場所神奈川県小田原市
出生年月日昭和52年４月25日
職業無職　　被相続人　亡　浅野めぐみ
事務所　神奈川県小田原市栄町１丁目10番４号302号室　小田原あゆむ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中川裕貴子
催告期間満了日　令和９年５月17日
横浜家庭裁判所小田原支部

**令和８年（家）第４０２６号**
茨城県つくば市上横場1905－16
申立人　廣瀬　　彰
本籍茨城県つくばみらい市台366番地１
最後の住所茨城県つくばみらい市台366番地１
死亡の場所茨城県つくばみらい市
死亡年月日令和８年２月２日
出生の場所茨城県筑波郡谷和原村
出生年月日昭和24年１月12日
職業無職　　被相続人　亡　中根　正一
茨城県つくばみらい市陽光台１丁目18番５号ＭＴＣビル３階
相続財産清算人　弁護士　河野　梨絵
催告期間満了日　令和９年５月17日
水戸家庭裁判所土浦支部

**令和８年（家）第４０４０１号**
神戸市灘区水道筋６丁目７番３号　王子公園ハイム４０１
申立人　船本　佑介
本籍　大阪府大阪市中央区西心斎橋一丁目３４番地
最後の住所　神戸市兵庫区福原町１５番１８号サエラ湊川公園３１１号
死亡の場所　兵庫県神戸市兵庫区
死亡年月日　令和8年7月18日
出生の場所　兵庫県飾磨郡四郷村
出生年月日　昭和2年2月28日
職業　無職　被相続人　亡　新　静子
神戸市中央区多聞通３丁目３番７号　コウベセンタービル３階　優法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小林　優太
催告期間満了日　令和9年５月17日
神戸家庭裁判所

**令和８年（家）第７０１９５号**
兵庫県姫路市東夢前台２丁目65番地県住東夢前台住宅１－707
申立人　平野　ささゑ
本籍兵庫県姫路市野里402番地
最後の住所兵庫県姫路市辻井２丁目５番11－２号
死亡の場所兵庫県たつの市
死亡年月日令和８年３月１日
出生の場所兵庫県姫路市
出生年月日昭和53年３月７日
職業会社員　被相続人　亡　平野　正秀
事務所兵庫県姫路市西駅前町73姫路ターミナルスクエア６階弁護士法人法律事務所瀬合パートナーズ
相続財産清算人　弁護士　岸　　巧
催告期間満了日　令和９年５月17日
神戸家庭裁判所姫路支部

**令和８年（家）第１０２３７号**
東京都立川市泉町1156番地の９
申立人　立川市
本籍佐賀県佐賀市川副町大字犬井道1590番地
最後の住所埼玉県川越市大字並木241番地１シャンティービル201号室
死亡の場所東京都中央区
死亡年月日令和７年２月21日
出生の場所佐賀県佐賀郡川副町
出生年月日昭和32年10月６日
職業無職　　被相続人　亡　田中　孝明
事務所埼玉県所沢市日吉町14番３号　朝日生命所沢ビル３階　弁護士法人アルファ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　田村　裕輝
催告期間満了日　令和９年５月17日
さいたま家庭裁判所川越支部

**令和８年（家）第４０８０７号**
神奈川県大和市下鶴間１丁目１番１号
申立人　大和市長　古谷田　力
本籍　神奈川県横浜市瀬谷区相沢２丁目３１番地８
最後の住所　神奈川県大和市福田６丁目９番地２６トップ桜ケ丘第２－４１３号
死亡の場所　神奈川県大和市
死亡年月日　推定令和７年２月１０日
出生の場所　東京都大田区
出生年月日　昭和４３年１０月２４日
職業　不明　被相続人　亡　古戸　馨一
事務所　横浜市中区常盤町１丁目１番地　宮下ビル５階
相続財産清算人　弁護士　杉村　文規
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

**令和８年（家）第９０５５号**
長崎市魚の町４番１号
申立人　長崎市
本籍長崎県長崎市上戸石町1724番地
最後の住所長崎市上戸石町1724番地
死亡の場所長崎県長崎市
死亡年月日令和４年12月３日
出生の場所長崎県北高来郡戸石村
出生年月日昭和13年１月14日
職業不明　被相続人　亡　上戸　隆次
長崎市魚の町７番21－503号
相続財産清算人　司法書士　谷　　晋輔
催告期間満了日　令和９年５月17日
長崎家庭裁判所

**令和８年（家）第４０８８８号**
横浜市都筑区池辺町３６８９番地２メゾンじゅん１０１
申立人　幸原　正芳
本籍　東京都三鷹市井の頭５丁目４８４番地
最後の住所　横浜市西区老松町２９番地１野毛山マンション５Ｎ
死亡の場所　神奈川県横浜市中区
死亡年月日　令和８年８月２日
出生の場所　東京都武蔵野市
出生年月日　昭和４３年５月２日
職業　無職　被相続人　亡　廣瀬　仁美
事務所　神奈川県藤沢市鵠沼石上１－５－４ＩＳＭ藤沢３階
相続財産清算人　弁護士　宮下　京介
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

**令和８年（家）第４０７１９号**
福岡県北九州市戸畑区中原西３丁目３－９
申立人　福本　文子
本籍　神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目１７番
最後の住所　神奈川県海老名市上今泉５丁目５番３４号パナハイツ柏台１０２
死亡の場所　神奈川県海老名市
死亡年月日　令和７年９月２０日
出生の場所　熊本県宇土市
出生年月日　昭和４３年４月５日
職業　不明　被相続人　亡　高柳　裕之
事務所　横浜市中区尾上町１－４－１関内ＳＴビル５階
相続財産清算人　弁護士　林　薫男
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

**令和８年（家）第５０８３号**
福井県福井市中央１丁目６－４
申立人　堀川　秀樹
本籍福井県福井市月見２丁目９番
最後の住所福井県福井市月見２丁目９番11号
死亡の場所福井県福井市
死亡年月日令和８年５月13日
出生の場所福井県福井市
出生年月日昭和39年６月24日
職業自営業
被相続人　亡　廣谷　靖夫
福井県大野市城町８番６号弁護士法人横田秀俊法律事務所
相続財産清算人　横田　秀俊
催告期間満了日　令和９年５月17日
福井家庭裁判所

**令和８年（家）第４０８１０号**
横浜市中区山下町３３番地
申立人　ウエインズトヨタ神奈川株式会社
本籍　神奈川県横浜市磯子区洋光台４丁目１番
最後の住所　横浜市磯子区洋光台４丁目１番５－４１１号
死亡の場所　神奈川県横浜市磯子区
死亡年月日　推定令和６年９月２７日
出生の場所　東京都江東区
出生年月日　昭和４４年１２月９日
職業　不明　被相続人　亡　三上　良治
事務所　横浜市中区本町２－２２京阪横浜ビル１０階
相続財産清算人　弁護士　松木　崇
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

**令和８年（家）第４０１２１号**
新潟県糸魚川市大字外波201－6
申立人　古市　恵子
本籍長野県安曇野市穂高柏原1723番地１
最後の住所長野県安曇野市穂高柏原1723番地１
死亡の場所長野県安曇野市
死亡年月日令和７年10月９日
出生の場所長野県松本市
出生年月日昭和33年３月11日
職業無職
被相続人　亡　廣瀬　　功
長野県松本市庄内２丁目１番１９号宏栄ビル２０１澤地雅弘法律事務所
相続財産清算人　弁護士　澤地　雅弘
催告期間満了日　令和９年５月17日
長野家庭裁判所松本支部

**令和８年（家）第３０３１３号**
広島県呉市仁方宮上町２番28号
申立人　應和　幸
本籍広島県呉市音戸町坪井１丁目７番
最後の住所広島市安佐南区沼田町大字吉山811番地101
死亡の場所広島県広島市佐伯区
死亡年月日令和８年４月１日
出生の場所広島県呉市
出生年月日昭和45年９月30日
職業　会社役員　　被相続人　亡　森松　直文
事務所広島市安佐南区古市１丁目38番27－201号
相続財産清算人　司法書士法人コールズ
代表者社員　沖野孝史
催告期間満了日　令和９年５月16日
広島家庭裁判所

**令和８年（家）第４０７８３号**
東京都大田区田園調布本町４５番１１号
申立人　株式会社微笑堂
本籍　愛媛県松山市東大栗町甲４９５番地
最後の住所　横浜市港北区大曽根台３０番１２－３０２号
死亡の場所　神奈川県横浜市港北区
死亡年月日　令和８年２月１７日
出生の場所　神奈川県横浜市南区
出生年月日　昭和３５年６月７日
職業　無職　被相続人　亡　上松　幸司
事務所　横浜市港北区新横浜３－１８－５アイズビル７階
相続財産清算人　弁護士　峯崎　雄大
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

**令和８年（家）第４０８００号**
東京都港区港南２丁目１５番３号
申立人　アルヒ債権回収株式会社
本籍　神奈川県横須賀市大滝町２丁目２１番地
最後の住所　神奈川県藤沢市羽鳥３丁目１７番３９号
死亡の場所　神奈川県藤沢市
死亡年月日　令和６年３月１３日
出生の場所　神奈川県高座郡茅ヶ崎町
出生年月日　昭和１７年２月１０日
職業　不明　被相続人　亡　大橋　宏
事務所　横浜市中区本町３－２４本町中央ビル９階
相続財産清算人　弁護士　狩倉　博之
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

**令和８年（ヘ）第１号**
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳2547番地
申立人　肥後　幸治
同法定代理人成年後見人　緒方　直人
権利の届出の終期　令和9年2月10日
令和8年10月22日　　加治木簡易裁判所

（別紙）　目　録
⑴土地　姶良市蒲生町上久徳字上中原2547番5
宅地　69．08平方メートル
⑵登記年月日番号　鹿児島地方法務局霧島支局大正8年4月11日受付第1149号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正8年4月3日設定
目的　工作物所有
存続期間　20年
地代　1年500円
支払期　1月7月の各末日
地上権者　姶良郡蒲生町上久徳2527番地
前野東吉

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

**令和８年（家）第１６６１号**
札幌市東区伏古９条５丁目３番６号
申立人　高畑　裕子
本籍北海道札幌市北区屯田３条７丁目８番
最後の住所札幌市北区新琴似９条８丁目４番５号
不在者　舟橋　洋子
昭和32年７月26日生
届出期間満了日　令和９年２月19日
札幌家庭裁判所

**令和７年（家）第２７９号**
青森県八戸市大字是川字卯花木長根10－40
申立人　水野　敏子
本籍青森県八戸市吹上五丁目８番地５
最後の住所青森県八戸市大字是川字水野15番地
不在者　水野　富治
昭和34年８月14日生
届出期間満了日　令和９年２月16日
青森家庭裁判所八戸支部

**令和８年（家）第２７０号**
静岡県掛川市葛ケ丘一丁目22番地の１
申立人　天野　久勝
本籍静岡県掛川市葛ケ丘一丁目22番地１
最後の住所静岡県袋井市堀越二丁目２番地の１パークサイド堀越103号室
不在者　天野　義久
昭和58年３月９日生
届出期間満了日　令和９年２月16日
静岡家庭裁判所浜松支部

**令和　８年（家）第　　２６４号**
埼玉県本庄市小島南三丁目10番30号
申立人　加藤　深幸
本籍埼玉県本庄市小島南三丁目10番
最後の住所埼玉県本庄市小島南三丁目10番30号
不在者　加藤　和倫
昭和52年11月９日生
届出期間満了日　令和９年２月16日
さいたま家庭裁判所　熊谷支部

**令和８年（家）第１８２号**
埼玉県日高市大字高萩2291番地８
申立人　岡本　光延
本籍埼玉県所沢市林２丁目143番地１
最後の住所埼玉県所沢市林２丁目143番地の１
不在者　岡本　規男
昭和34年７月17日生
届出期間満了日　令和９年２月16日
さいたま家庭裁判所川越支部

## 失踪宣告

**令和７年（家）第１０７８号**
本籍千葉県大網白里市南横川３１８３番地１５
最後の住所千葉県市原市瀬又１００６番地３１
不在者　戸村　清
昭和２４年８月２９日生
令和８年１０月１０日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

**令和７年（家）第２２２１号**
本籍愛知県春日井市高森台６丁目17番地10
最後の住所愛知県春日井市高森台６丁目17番地10
不在者　樋﨑　　茂
昭和22年５月30日生
令和８年10月９日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

**令和８年（家）第１０６７号**
本籍大阪府寝屋川市松屋町１６番
最後の住所大阪府寝屋川市松屋町１６番２０号
不在者　長尾　常子
昭和17年7月5日生
令和8年10月10日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

## 失踪宣告取消

**令和８年（家）第４７８５号**
本籍千葉県松戸市小金原７丁目19番地の２
住所東京都江戸川区東葛西７－13－17　葛西荘
申立人（失踪者）　橋立　儀一
昭和24年５月18日生
令和８年10月９日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

**令和８年（家）第１６８６号**
本籍北海道札幌市西区八軒三条東五丁目５番
住所大阪府守口市南寺方南通１－６－１９
申立人（失踪者）　水岡　政則
昭和45年2月28日生
令和8年10月10日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

**令和８年（ヘ）第１号**
北海道北広島市大曲工業団地３丁目７－３
申立人　共同企業体サッポロアスコン
代表者日本道路株式会社北海道支店支店長　出崎　幸男
権利を争う旨の申述の終期　令和８年10月15日
令和８年10月19日
新潟簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＸＮ08859
金額　329,780円
支払期日　令和8年5月25日
支払地　新潟県新潟市
支払場所　株式会社三菱ＵＦＪ銀行新潟支店
振出日　令和8年4月6日
振出地　新潟市中央区
振出人　福田道路株式会社　代表取締役　坂上　浩則
受取人　申立人
最終所持人　申立人

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和８年（フ）第５２４４号**
大阪市東成区中本２丁目５－２
債務者　株式会社憲生総合設備
代表者代表取締役　羽生也寸志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　長武
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５５１５号**
大阪市生野区勝山北５丁目18番15号
債務者　株式会社ＡＳＡ森ノ宮
代表者代表取締役　上堀内滋朗
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　知子
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５５７０号**
大阪市東成区大今里南４丁目２番20号
債務者　株式会社プルメリア
代表者代表取締役　奥野　有香
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　健一
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５５９７号**
大阪市中央区安土町１－４－５本町ビル202
債務者　株式会社アリツーファクトリー
代表者代表取締役　有馬　弘之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森澤　真人
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和８年（フ）第６１号**
三重県名張市つつじが丘北５番町150番地、前住所大阪府四條畷市部屋本町14番６号
債務者　上岡　優美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

**令和８年（フ）第１７１５号**
千葉県市川市柏井町４丁目346番地　（岡本荘203号）
債務者　渡辺　利昭
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城戸　盾暁
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第８４５号**
千葉県山武郡九十九里町片貝1995番地５
債務者　小川　誠
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　豊
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１７３４号**
千葉県市原市東五所７番地19　クリヤハイツ108
債務者　石井　一徳
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高塚　真希
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１８３号**
千葉県木更津市畑沢南１丁目22番26号　エンブレム壱番館Ｂ棟102号
債務者　岡崎　洵
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　恭司
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**令和８年（フ）第７０７号**
群馬県太田市吉沢町690番地２
債務者　荻野　啓司
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　崇徳
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後３時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第７５６４号**
東京都足立区堀之内２丁目12―19
債務者　余瀬志津子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰野　理太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７５８９号**
東京都台東区千束４丁目40―18―101
債務者　戸坂　和広
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺西　政喜
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６０８号**
東京都小金井市東町１丁目28―９―202
債務者　遠藤　　隆
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　嘉昭
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６２３号**
東京都足立区神明２丁目９―24
債務者　深作　法幸
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　知子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６２４号**
東京都江東区冬木16―８―902
債務者　福田　雄久
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　瑞尊
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６２５号**
東京都江戸川区篠崎町３丁目14―12　ポーエルⅥＢ―203
債務者　小宮健太郎
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　岳史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６３２号**
東京都北区浮間３丁目20―２―201
債務者　岡村　武朗
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾いづみ
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６４３号**
東京都新宿区上落合２丁目14―15　今井方２―２
債務者　細谷　明生
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平塚　雄三
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６６６号**
東京都豊島区高田１丁目36―13―1004
債務者　大塚　聖子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　圭太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６６８号**
東京都練馬区南大泉３丁目26―29―303
債務者　坂本　由香（旧姓泉・門前）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安武洋一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６７３号**
東京都江戸川区船堀５丁目２―７―202
債務者　若山　智美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮口　麻衣
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６７４号**
東京都江東区新砂３丁目３―17―215
債務者　小田　佑貴
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤崎　太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６７５号**
東京都大田区南久が原２丁目10―３―201
債務者　中野　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新美　智彬
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７７３３号**
東京都調布市柴崎２丁目13―３　つつじケ丘ハイムＢ―207
債務者　阿部見希子（旧姓山木）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　敬亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７７３６号**
東京都大田区池上７丁目10―７―201
債務者　寺澤　和明
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古瀬　智子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７７４８号**
東京都葛飾区四つ木５丁目15―９―1004　太陽自動車・四ツ木ハイム
債務者　伊藤　　匠
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　志穂
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７７５７号**
東京都中野区南台４丁目63―10―206
債務者　伊藤　隆裕
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　昭彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７５３９号**
東京都目黒区上目黒３丁目14―８―805　M.Fビル
債務者　山田　清穂
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　隆一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７５８７号**
東京都江東区塩浜２丁目５―15　新塩崎荘
債務者　奈良　幸次
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千田　裕哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７５９０号**
東京都杉並区井草２丁目８―20―203
債務者　井口　　岬
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高石　竜一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７５９７号**
東京都世田谷区南烏山１丁目29―10―101
債務者　津上　忠子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　弘基
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６１４号**
東京都板橋区栄町18―８―305
債務者　北野　芳則
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口祐佳里
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６２２号**
東京都品川区南大井３丁目27―２―502
債務者　米谷　早織
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　千在
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６２７号**
東京都渋谷区本町５丁目31―７　ＦＵＪＩＳＴＡ幡ヶ谷Ⅱ　101
債務者　橋本　　健
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　和馬
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６２８号**
東京都練馬区田柄１丁目27―12―101
債務者　牛久保英貴
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜂谷　晋司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６２９号**
東京都杉並区下高井戸４丁目31―25　第一フラワーハイツ102
債務者　坂井　　康
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　義史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６３０号**
東京都大田区下丸子３丁目13―３―601
債務者　平山さゆり（旧姓保谷）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹野　　純
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６３３号**
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目11―１―201
債務者　千葉　雄平
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　紘司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６５５号**
東京都世田谷区羽根木２丁目18―６―106
債務者　齋藤　奈那
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　和樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６７８号**
東京都中野区南台３丁目30―10
債務者　小林　琴音
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水関　寿量
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６８０号**
東京都江東区東砂２丁目６―５―502
債務者　玉城　美海
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　理佐
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７６９２号**
東京都板橋区三園１丁目32―26―325
債務者　鈴木美奈子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　香奈
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７７１０号**
東京都板橋区徳丸２丁目24―11―202
債務者　渡邊　聖蘭
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　達明
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７７３２号**
東京都中野区上高田４丁目３－１―403
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長森　　亨
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７７６１号**
東京都杉並区荻窪１丁目41―25―305　都営荻窪一丁目第２アパート
債務者　伊藤　眞弓
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角元　洋利
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７７６４号**
東京都大田区上池台５丁目30－６　パンドール上池台Ｂ棟201
債務者　福岡　眞考
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　弘之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７７９５号**
東京都練馬区石神井台４丁目14―23―102
債務者　斉藤　秀之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　永治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第７４号**
新潟県上越市西本町２丁目５番６号、住民票上の住所新潟県上越市浦川原区上柿野517番地
債務者　宮川　　聡
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　聡
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

**令和８年（フ）第１６７６号**
千葉県市川市妙典３丁目９番23―307号（Ｐａｉｒ　ＦＬＡＴ）
債務者　須永　直希
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　康孝
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１６３５号**
千葉市花見川区天戸町1328番地５　プレジール花島公園Ⅰ　202号
債務者　三吉　湧斗
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳原　悠介
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１７４５号**
千葉県船橋市大穴南５丁目14番17号
債務者　齊藤　　力
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　千鶴
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１８０１号**
千葉県船橋市咲が丘４丁目16番13号
債務者　羽賀　瑞樹
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤尾　修太
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第５２４５号**
大阪市東住吉区矢田１丁目12番17―501号
債務者　羽生也寸志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　長武
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第１２５号**
宮崎県小林市真方437番地17
債務者　岩倉　聡央
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　直哉
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**令和８年（フ）第５５７１号**
大阪市浪速区稲荷１丁目10番16号
債務者　奥野　有香
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　健一
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５５９０号**
大阪府門真市島頭４丁目５番２号
債務者　松山　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布浦　　直
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**令和８年（フ）第８８７号**
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目８番３－404号
債務者　園川　哲司
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第４２３号**
静岡県浜松市浜名区細江町小野450番地
債務者　萩野　　大
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和８年（フ）第４３４号**
静岡県浜松市中央区本郷町268番地の５　ニューヤマジ102
債務者　コウト　ワンデルレイこと　ダ　シルバ　コウト　ワンデルレイ（ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＣＯＵＴＯ　ＷＡＮＤＥＲＬＥＩ）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和８年（フ）第１８５１号**
名古屋市緑区姥子山３丁目305番地　宝マンション姥子山505号
債務者　伊奈　藍美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１９１７号**
名古屋市中川区柳川町１番18号　プレンティ金山Ａ３号
債務者　本多　志帆
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２２６４号**
名古屋市南区豊田３丁目３番24号　松本マンション204号
債務者　黒島　貴之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３５７号**
名古屋市千種区春里町２丁目40番地　県営春里住宅１―202号
債務者　長谷川由紀子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３６２号**
名古屋市西区南堀越１丁目５番23号　服部ハイツ101号
債務者　湊　　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３７０号**
愛知県常滑市西之口４丁目11番地の17
債務者　林　　揚介
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３９４号**
愛知県愛西市町方町南堤外69番地29
債務者　加藤　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３９８号**
名古屋市中区新栄１丁目31番11号　寿秀ハウスセカンド802号
債務者　森末　尊仁
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２４２０号**
愛知県津島市愛宕町９丁目51番地１　ビレッジハウス愛宕３棟205号
債務者　吉良　孝二
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２５３１号**
愛知県半田市青山１丁目７番地の３　ベルテ21　ＭＩＵＲＡ　703号
債務者　山口まどか
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２５４５号**
名古屋市南区丹後通１丁目１番地の16　丹後荘402号
債務者　武本　喜子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２６２０号**
愛知県尾張旭市旭ケ丘町旭ケ丘5811番地１　ＣＡＳＡ旭Ａ―103
債務者　岸本　賢太
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２６５８号**
名古屋市港区高木町５丁目30番地　グランディール301号
債務者　小野希美映
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２６７６号**
名古屋市昭和区桜山町５丁目95番地の１　レナジア桜山307号
債務者　山谷　孝輔
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２７１２号**
名古屋市港区当知３丁目3302番地　シェモア当知501号
債務者　木下　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第７４４号**
埼玉県所沢市大字下安松883番地の１　サン・メゾン201、前住所埼玉県所沢市南住吉15番７―203号　メゾン高草木
債務者　野田奈津実
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（フ）第７７０号**
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目11番503号
債務者　髙瀬かおる
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（フ）第８０３号**
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘五丁目３番11―103号　ヒルサイドテラス・鶴ヶ島
債務者　森下　翠菜
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（フ）第８２０号**
埼玉県川越市大字藤間75番地６　（サンロワール川越206号室）、前住所埼玉県坂戸市薬師町１番地（２―906）　北坂戸駅前ハイツ
債務者　鹿島　雪夫
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部
**令和８年（フ）第８５３号**
埼玉県川越市霞ケ関東１丁目11番地16　（レピュート霞209号室）
債務者　千田　　晃
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部
**令和８年（フ）第７９２号**
北九州市八幡東区尾倉２丁目５番２―708号
債務者　吉川　友紀（旧姓真谷）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
**令和８年（フ）第７９９号**
北九州市小倉南区中吉田６丁目13番14号
債務者　内間千恵子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
**令和８年（フ）第８５６号**
北九州市小倉北区南丘２丁目２番７号
債務者　久原　菜摘
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
**令和８年（フ）第８６１号**
北九州市小倉南区湯川４丁目12番８―204号
債務者　森　　康郎
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
**令和８年（フ）第８６５号**
北九州市八幡西区楠橋東２丁目５番48号（101）、前住所福岡県直方市大字上新入2243番地357
債務者　平田　将毅
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
**令和８年（フ）第８号**
長崎県対馬市峰町津柳305番地
債務者　早田　操
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　長崎地方裁判所厳原支部破産係

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

**令和８年（フ）第１３０号**
群馬県館林市堀工町９６３番地の６　グローリーひかり－２０３、前住所群馬県館林市小桑原町１３９４番地の４
破産者　　栗原　竜也（旧姓細山）
１　主文　令和８年８月２６日午前１０時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「群馬県館林市小桑原町１３９４番地の４」とあるのを、「群馬県館林市堀工町９６３番地の６　グローリーひかり－２０３、前住所群馬県館林市小桑原町１３９４番地の４」と更正する。
２　決定年月日　令和８年１０月２１日
　　前橋地方裁判所太田支部

## 破産手続終結

**令和７年（フ）第１５７２号**
千葉県船橋市夏見５丁目26番３号
破産者　三上写真館こと三上　信夫
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
**令和６年（フ）第１７４号**
岩手県紫波郡紫波町平沢字幅63番地８
破産者　有限会社共進工業
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　盛岡地方裁判所第２民事部
**令和６年（フ）第２０５号**
茨城県下妻市本宗道178番地
破産者　株式会社大興製作所
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　水戸地方裁判所下妻支部
**令和７年（フ）第２１００号**
千葉市若葉区桜木６丁目26番９号　トワルージュ202号、開始決定時の住所千葉市若葉区加曽利町1045番地16
破産者　石田　富夫
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
**令和７年（フ）第２１０１号**
千葉市若葉区桜木６丁目26番９号　トワルージュ202号、開始決定時の住所千葉市若葉区加曽利町1045番地16
破産者　石田　保子
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
**令和７年（フ）第２２４５号**
千葉市稲毛区緑町１丁目25番１号
破産者　株式会社マルサン
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
**令和７年（フ）第２０６３号**
札幌市中央区南12条西１丁目１番地１
破産者　株式会社Ｋ’ｓカンパニー
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　札幌地方裁判所民事第４部
**令和７年（フ）第８２号**
青森市古川三丁目22―３　古川ビル３Ｆ
破産者　株式会社フォルテ
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　青森地方裁判所民事部破産係
**令和８年（フ）第３４９号**
さいたま市大宮区三橋４―834―２ロックシャインハイツ201
破産者　株式会社スマイルコード
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和７年（フ）第２２号**
北海道標津郡中標津町東２条南１丁目１番地
破産者　有限会社長谷川菓子舗
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所根室支部

**令和７年（フ）第３３９５号**
東京都中央区銀座３丁目11番19号
破産者　ＬＯＶＥＬＡＮＤ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第２０８８号**
東京都八王子市台町４―44―11
破産者　株式会社Ｐ―Ｌｉｎｋ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和７年（フ）第２０８９号**
神奈川県相模原市緑区元橋本町３番16号ＣＡＳＡ　ＦＬＯＲＥＳＴＡ303
破産者　西本　信秋
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和７年（フ）第２１４８号**
東京都青梅市新町六丁目８番地の４
破産者　株式会社エイト・カンパニー
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和７年（フ）第２１４９号**
神奈川県鎌倉市大町一丁目７番１号　セビニエ103、破産手続開始決定時の住所　東京都羽村市神明台三丁目15番地６
破産者　伊藤　則子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第４６０号**
東京都府中市是政４丁目４番地の22ルネファンタグラーレ府中是政119
破産者　菊池　創太
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和７年（フ）第４２６号**
北九州市戸畑区中原東三丁目９番22号
破産者　有限会社ＫＯＫＥＮ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**令和６年（フ）第３２７号**
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町4098番地３、住民票上の住所茨城県東茨城郡大洗町磯浜町725番地
破産者　伊藤　　豊
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**令和７年（フ）第１１９号**
福島県いわき市内郷綴町一之坪32番地の１シャトリエグランデＡ―２
破産者　平田　明博
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

**令和７年（フ）第４６７号**
盛岡市清水町４番５―311号
破産者　照井久美子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和７年（フ）第１３７１号**
仙台市太白区緑ケ丘４丁目30番２号　なっつ緑ヶ丘Ａ203、従前の住所仙台市太白区越路15番６号
破産者　金子　泰久
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第９７６号**
北九州市若松区畠田３丁目６番12―306号
破産者　柴田　哲也
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第２号**
北海道旭川市永山８条９丁目10番６号　岡田マンション　103号室
破産者　竹森　正勝
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**令和７年（フ）第６１４号**
埼玉県入間市小谷田３丁目９番31号
破産者　田森　照彦
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**令和６年（フ）第２１３号**
岡山県備前市西片上148番地
破産者　湯浅　徳子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第９９号**
岡山市南区築港新町二丁目２番５号、破産手続開始決定時の住所岡山市南区西高崎83番地26
破産者　田中　哲也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第７２６号**
北九州市小倉南区湯川２丁目９番12号
破産者　山下　淳子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和７年（フ）第１１５号**
北海道十勝郡浦幌町字吉野200番地１、開始決定時の住所北海道河東郡士幌町字中士幌西２線81番地17
破産者　古川　康宏
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和７年（フ）第２７号**
北海道標津郡中標津町川西７丁目１番地１
破産者　長谷川裕一
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

**令和７年（フ）第３２５７号**
横浜市旭区都岡町67番地６　フォーシーズン102
破産者　茂木　勇吾
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第５９号**
新潟県三条市林町１丁目10番３号
破産者　佐藤　琢磨
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

**令和８年（フ）第２８号**
新潟県三条市月岡２丁目39番37号
破産者　五十嵐　真
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

**令和６年（フ）第２３５号**
静岡県浜松市中央区瓜内町1025番地
破産者　太田　賢吾
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和７年（フ）第３９号**
高知市大津乙297番地　ベル・エール301、開始決定時の住所高知市十津４丁目10番８号
破産者　畠中　秀修
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**令和７年（フ）第４２８号**
北九州市小倉北区片野４丁目４番23―605号、開始決定時の住所北九州市小倉北区京町３丁目12番24―806号
破産者　金本　靖徳こと　金　　靖徳（ＫＩＭ　ＪＥＯＮＧＤＥＯＫ）
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**令和８年（フ）第１０１９号**
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目18番２号　サンライズヒル朝日ケ丘Ａ棟101号
破産者　笹本　光幸
１　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
２　一般調査期日　令和９年１月12日午後２時10分
令和８年10月27日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第７２２号**
千葉市美浜区高洲２丁目２番５棟103号
破産者　中村　敏彦
１　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
２　一般調査期日　令和９年２月１日午前10時20分
令和８年10月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第６１１号**
札幌市北区屯田９条６丁目４番20号
破産者　住友　康寛
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年１月12日午後２時30分
令和８年10月28日
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１８２２号**
横浜市旭区中沢１丁目４番８号　リーヴェル二俣川205
破産者　木暮　啓介
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年２月４日午前10時
令和８年10月29日
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第２０５号**
長野県安曇野市明科七貴3959番地１
破産者　波場　明久
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年２月９日午前11時15分
令和８年10月28日　長野地方裁判所松本支部

**令和７年（フ）第５８号**
広島県三次市西酒屋町1360番地
破産者　國重　憲博
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年１月22日午前11時30分
令和８年10月28日　広島地方裁判所三次支部

**令和７年（フ）第１７８号**
徳島県板野郡藍住町住吉字神蔵161番地22
破産者　横田　雄一
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年１月21日午前10時30分
令和８年10月29日　　徳島地方裁判所民事部

**令和７年（フ）第４０９７号**
大阪府摂津市千里丘東１丁目13番11―501号
破産者　株式会社エヌ・ブルー
１　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
２　一般調査期日　令和９年１月18日午後２時30分
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第４１４号**
東京都西多摩郡瑞穂町石畑200番地17、住民票上の住所東京都武蔵野市境１丁目25番24号
破産者　竹森　可城
１　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
２　一般調査期日　令和９年２月10日午後２時20分
令和８年10月29日
さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（フ）第４６５号**
埼玉県川越市砂新田１丁目７番地29　（エクセルゲートⅣ303号室）
破産者　髙橋　雅和
１　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
２　一般調査期日　令和９年２月３日午後３時30分
令和８年10月29日
さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（フ）第３５１号**
新潟市南区大通西982番地13
破産者　長谷川　恵
１　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
２　一般調査期日　令和９年２月９日午後３時10分
令和８年10月29日　　新潟地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第３８３号**
新潟市西区木場2227番地
破産者　五十嵐彩乃
１　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
２　一般調査期日　令和９年１月19日午後２時10分
令和８年10月29日　　新潟地方裁判所民事部

**令和７年（フ）第１３号**
大阪府高槻市藤の里町26番９号の２
破産者　羽田　有香
１　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
２　一般調査期日　令和９年２月８日午後１時50分
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５９２号**
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀454―１、開始決定時の住所福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀280番地
破産者　永田　秀明
１　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
２　一般調査期日　令和９年１月21日午前10時
令和８年10月27日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第２１１号**
高知県土佐市波介1244の１　障害者支援施設とさ、住民票上の住所高知市玉水町84番地
破産者　片岡　由佳
１　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
２　一般調査期日　令和９年３月４日午前10時
令和８年10月29日　高知地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第２７５号**
愛知県豊田市神田町２丁目６番地２　アルデバラン神田203号
破産者　徳永　敬士
１　破産債権の届出期間　令和８年12月16日まで
２　一般調査期日　令和９年２月９日午後２時30分
令和８年10月28日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 破産債権の特別調査期日

**令和８年（フ）第６４２号**
大阪市北区南森町１丁目４番11号
破産者　瑠都貿易株式会社
特別調査期日　令和９年１月14日午後１時40分
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

## 債権者集会招集

**令和７年（フ）第４０９７号**
大阪府摂津市千里丘東１丁目13番11―501号
破産者　株式会社エヌ・ブルー
１　期日　令和９年１月18日午後２時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和８年（フ）第２７０号**
宮崎市清武町西新町５番地３　市営住宅桑畑団地304号
破産者　山口　桐子
異議申述期間　令和８年12月９日まで
令和８年10月28日　宮崎地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第１５号**
宮崎県都城市金田町2637番地５、前住所宮崎県都城市高木町5040番地２　ネストプレイス高木Ａ203号室
破産者　湯地　愛乃（開始決定時の氏名　重成愛乃）
異議申述期間　令和８年12月10日まで
令和８年10月29日　宮崎地方裁判所都城支部

**令和８年（フ）第９６８号**
千葉県市川市新井３丁目15番27号　（ヴィレット南行徳102号）
破産者　秋山　直輝
異議申述期間　令和８年12月16日まで
令和８年10月27日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１３６７号**
千葉県市原市国分寺台中央４丁目12番地24　ニューヒルズ203
破産者　青木　浩
異議申述期間　令和８年12月17日まで
令和８年10月23日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１２３９号**
千葉県船橋市二宮１丁目19番９号　ウェルスビスタ津田沼202号
破産者　櫻井　裕磨
異議申述期間　令和８年12月22日まで
令和８年10月27日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第３６７６号**
大阪市生野区中川西１丁目11番４号
破産者　株式会社川瀬商店
異議申述期間　令和８年12月23日まで
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

## 特別清算開始

**令和8年（ヒ）第3033号**
大阪市中央区内平野町一丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社日本プロデュースセンター
代表清算人　武　笑美也
１　決定年月日　令和8年10月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和8年（ヒ）第3034号**
大阪市中央区内平野町一丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社コルトワン
代表清算人　武　笑美也
１　決定年月日　令和8年10月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（ヒ）第３号**
福岡県田川市大字伊加利1805番地28
清算株式会社　株式会社ＮＭ
代表清算人　佐々木リカ
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所田川支部

**令和８年（ヒ）第１９号**
兵庫県姫路市家島町真浦１３３番地の１
清算株式会社　永壽海運株式会社
代表清算人　山野　貴市
１　決定年月日　令和８年１０月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所姫路支部

## 特別清算終結

**令和８年（ヒ）第１００３号**
愛知県あま市木折戸井田２３番地
清算株式会社　株式会社アイ企画
１　決定年月日　令和８年１０月２２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（ヒ）第１０１２号**
愛知県知多郡武豊町字鹿ノ子田１丁目１５０番地
清算株式会社　株式会社おさかな工房
１　決定年月日　令和８年１０月２２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

## 特別清算協定認可

**令和８年（ヒ）第３００２号**
川崎市中原区下小田中３丁目２６番６号
清算株式会社　株式会社日本エレクトライク
代表清算人　松　波　　登
１　決定年月日　令和８年１０月２３日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　清算株式会社は、別紙債権者目録記載の各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙債権者目録記載の各協定債権額に応じて按分して弁済する。この弁済に要する手数料は各協定債権者の負担とする。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
横浜地方裁判所川崎支部民事部

### 募集株式を引き受ける者の募集を定めた再生計画案の提出の許可

**令和８年（再）第３号**

名古屋市名東区藤が丘１４３番地
再生債務者　株式会社あららぎ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　募集株式の数　４００株
２　募集株式の払込金額　１株につき金１万円
３　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定日から１週間が経過した日より再生計画認可決定確定日から４週間が経過した日まで
令和８年９月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

### 決議に付する決定及び債権者集会招集

**令和８年（再）第１７号**

東京都港区虎ノ門二丁目３番１７号
再生債務者　株式会社ＭＡＫＥ　ＶＡＬＵＥ
１　決議に付する再生計画案　令和8年10月15日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
(1) 期日　令和８年１２月１６日午前１１時３０分
(2) 会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　令和８年１２月８日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　令和8年12月2日
令和8年10月23日
東京地方裁判所民事第２０部

### 小規模個人再生による再生手続開始

**令和８年（再イ）第４６号**

千葉県八街市八街に106番地744　レオネクストデルフィⅡ　206号室
再生債務者　佐伯　貴弘
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和８年（再イ）第１１３号**

埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目17番地の22
再生債務者　粕谷　信彦
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（再イ）第２１号**

栃木県大田原市北野上943番地５
再生債務者　荒牧　智士
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月10日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和８年（再イ）第１５５号**

埼玉県川口市大字安行吉岡1672番地の７
再生債務者　中島　真美
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**令和８年（再イ）第９３号**

埼玉県入間市河原町１番３号　駅前ビル504
再生債務者　谷田部ゆかり
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（再イ）第１０３号**

埼玉県川越市新宿町６丁目23番地３　(川越新宿第１待機宿舎405号室)
再生債務者　安達　洸
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（再イ）第１７２号**

千葉県市川市南八幡１丁目25番１－203号（八幡パークマンション）
再生債務者　高崎　靖弘
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（再イ）第２０２号**

千葉県船橋市上山町１丁目236番地１　ザ・ガーデンプレミアム116号
再生債務者　一條　直也
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（再イ）第２０９号**

千葉県八千代市ゆりのき台５丁目１番地１　イーグル八千代203
再生債務者　池永　憲保
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（再イ）第１９号**

岐阜県多治見市小泉町２丁目170番地の１　グランデール111
再生債務者　吉田　竜也
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**令和８年（再イ）第１４９号**

名古屋市緑区尾崎山２丁目207番地
再生債務者　久保　謙太
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第２９号**

愛知県豊川市美園三丁目３番地34
再生債務者　岡峰　　陵
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和８年（再イ）第３３号**

愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下83番地の60
再生債務者　北村　智美
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和８年（再イ）第８５号**

兵庫県西宮市甲子園口２丁目15番17号
再生債務者　鈴木　　聡
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

**令和８年（再イ）第２３２号**
札幌市南区石山１条１丁目６番16号
再生債務者　宗川　峻輔
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第５０号**
三重県四日市市平町４番10号　レジデンス富洲原306
再生債務者　宮下　紘一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
津地方裁判所四日市支部

**令和８年（再イ）第７９号**
栃木県さくら市押上165番地61
再生債務者　伊藤　菜緒　（旧姓飯村）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月８日から令和８年12月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

**令和８年（再イ）第１２０号**
神戸市須磨区白川台７丁目９番地の59
再生債務者　小林　研太
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**令和８年（再イ）第４３号**
奈良県桜井市大字阿部1148番地の８
再生債務者　山本　晃余
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月15日まで
奈良地方裁判所

**令和８年（再イ）第９１号**
岡山市北区久米151番地27
再生債務者　笠工　晃史
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**令和８年（再イ）第９２号**
岡山市北区久米151番地27
再生債務者　笠工　美沙
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**令和８年（再イ）第１７号**
沖縄県浦添市内間３丁目28番10―404号　Ｔｅｒｒａｓｓｅ　Ｆｌｅｕｒ
再生債務者　萬年　美果
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**令和８年（再イ）第１２号**
宮城県石巻市流留字二番囲82番地41
再生債務者　和田　鉄夫
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部再生係

**令和８年（再イ）第５０号**
茨城県那珂郡東海村大山台一丁目８番25号　メゾングラフォートＣ107
再生債務者　織田　拓馬
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所

**令和８年（再イ）第３７号**
茨城県つくば市梅園２丁目11番地３　ＳＫＹハイツ502号
再生債務者　三沢　保美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和８年（再イ）第３８号**
茨城県つくば市安食2518番地22
再生債務者　秋山　勝義
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和８年（再イ）第３９３号**
東京都江戸川区篠崎町４―12―８
再生債務者　戸田　真也
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和９年１月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第８８号**
愛知県刈谷市半城土中町１丁目14番地１　メゾン稲垣302号
再生債務者　宮本　大輝
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和８年（再イ）第１１１号**
京都市西京区山田弦馳町45番地　Ｍｉｅｉｕｘ花水木　308号
再生債務者　中村　　通
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

**令和８年（再イ）第１３２号**
京都市伏見区石田西ノ坪１番地３　リソシエ醍醐グランディス　206号
再生債務者　岸　　建三
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

**令和８年（再イ）第１３９号**
京都市山科区安朱北屋敷町３番地　パンヴィラージュ401号
再生債務者　仁木　智介
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

**令和８年（再イ）第３０６号**
大阪府東大阪市足代北２丁目３番17―603号
再生債務者　河手　昌律
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第３８０号**
大阪府吹田市岸部中３丁目15番10―213号
再生債務者　拜志　良祐
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第３９２号**
大阪府高槻市日吉台五番町４番11号の２
再生債務者　秋吉　健次
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第４１８号**
大阪府吹田市千里山月が丘27番11号（営業所の住所　大阪市浪速区戎本町１―５―18　ＳＯＮＩＸ2015　202号）
再生債務者　黒田　　淳
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第４５５号**
大阪府寝屋川市大成町16番４号
再生債務者　前田　健吾
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第２号**
奈良県五條市住川町91番地の332
再生債務者　篤子　孝徳
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
奈良地方裁判所五條支部個人再生係

**令和８年（再イ）第１０５号**
広島市安佐北区落合１丁目２番21―408号
再生債務者　藤谷　　翔
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第１１１号**
広島市西区打越町17番30―505号
再生債務者　岩井　真洋
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第１１２号**
広島市安佐南区川内５丁目30番32―504号
再生債務者　岡本　達朗
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第１３４号**
北九州市小倉南区大字志井259番地１、前住所北九州市小倉南区南方２丁目９番30―203号
再生債務者　花田　祐樹
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（再イ）第４号**
岩手県宮古市津軽石第３地割５番地20
再生債務者　田中　　敬
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

**令和８年（再イ）第４５号**
静岡県袋井市新池3322番地
再生債務者　河合　圭介
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

**令和８年（再イ）第４号**
大分県佐伯市長島町４丁目７―35　レオパレスタウンコート中の島112号、住民票上の住所大分県津久見市大字保戸島754番地の82
再生債務者　岡野　道泰
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和９年１月４日まで
大分地方裁判所佐伯支部

**令和８年（再イ）第２４号**
宮崎県都城市鷹尾一丁目６街区13号　フローリアン305
再生債務者　新名　直希
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

## 小規模個人再生による書面決議に付する決定

**令和８年（再イ）第３号**
茨城県神栖市息栖2736番地１
再生債務者　東山　雄司
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月28日　水戸地方裁判所麻生支部

**令和８年（再イ）第９９号**
千葉県船橋市咲が丘３丁目２番33号　ボナール咲が丘203号
再生債務者　渡邉　　俊
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（再イ）第２０２号**
神奈川県横浜市西区桜木町７―45―１―901
再生債務者　松村　　勝
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第３０８号**
東京都江戸川区西小岩２―13―９―103
再生債務者　川畑　建志
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再ロ）第１００１１号**
東京都八王子市川口町3666－５
再生債務者　安藤　　薫
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第５４号**
栃木県宇都宮市柳田町1287番地６
再生債務者　伊藤　真義
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月27日
宇都宮地方裁判所第１民事部

**令和８年（再イ）第１３７号**
千葉県船橋市藤原１丁目33番11号
再生債務者　松岡　常治
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（再イ）第１９号**
盛岡市浅岸三丁目２番８号　メゾンリリーフ長岡Ａ－201号
再生債務者　三上　芳充
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（再イ）第２５号**
愛知県日進市竹の山３丁目1714番地
再生債務者　池田　克彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第６５号**
愛知県岡崎市大門１丁目５番地22
再生債務者　山口　貴久
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和８年（再イ）第２４号**
盛岡市大通三丁目９番17―207号
再生債務者　三船　剛志
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（再イ）第２７号**
盛岡市箱清水一丁目18番19号
再生債務者　藤岡　千里
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（再イ）第１６号**
福島県いわき市洋向台四丁目５番地の１
再生債務者　佐藤　弘也
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
福島地方裁判所いわき支部

**令和８年（再イ）第２０号**
栃木県那須塩原市西赤田323番地522
再生債務者　増渕　龍司
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和８年（再イ）第１７号**
東京都青梅市新町９丁目2016番地の10ヴェレーナ青梅新町525号
再生債務者　石原　　悟
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（再イ）第４６号**
東京都昭島市つつじが丘３丁目５番６－910号
再生債務者　宇波　　彰
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（再イ）第８０号**
静岡市葵区田町６丁目49番地　ステージＫ103
再生債務者　依田　祐一
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
静岡地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第３５号**
静岡県御殿場市竈1349番地の２　ハイム吉田203
再生債務者　小林　龍哉
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和８年（再イ）第３号**
石川県小松市串町庚82番地１
再生債務者　吉村　育大
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月29日　金沢地方裁判所小松支部

**令和８年（再イ）第４号**
北海道枝幸郡浜頓別町北１条７丁目10番地
再生債務者　盛合　　愛
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日　旭川地方裁判所名寄支部

**令和８年（再イ）第５５号**
埼玉県入間市宮寺4078番地13
再生債務者　塚本　友樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日
さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（再イ）第５９号**
埼玉県日高市大字中沢729番地22（前住所）
埼玉県日高市大字大谷沢505番地６
再生債務者　明時　哲也
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日
さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（再イ）第９４号**
埼玉県狭山市大字水野253番地の81
再生債務者　中田　彗未
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日
さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（再イ）第７８号**
大阪府豊能郡能勢町片山203番地の18
再生債務者　よこやま塗装こと　竹田　　禎
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第１８０号**
大阪府高槻市栄町２丁目33番13号
再生債務者　若江　嘉一
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（再イ）第３５号**
奈良市菅原町687番地の３　カモミール伏見Ｂ202
再生債務者　白坂　亮太
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日　奈良地方裁判所

**令和８年（再イ）第２０号**
沖縄県沖縄市与儀１丁目４番36号　ディアコートネオ101
再生債務者　徳本　健三
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和８年（再イ）第１６３号**
札幌市北区屯田８条８丁目10番20号
再生債務者　田口　尚樹
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月29日
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第８１号**
埼玉県所沢市大字山口1138番地の１　メゾンリバージュ３―302
再生債務者　中山　路朗
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月29日
さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（再イ）第７号**
滋賀県長浜市川道町2090番地５
再生債務者　田口ダイスケ
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月２日まで
令和８年10月28日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

**令和８年（再イ）第１１６号**
神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目２番37―19号
再生債務者　横尾　初喜
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月30日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

**令和８年（再イ）第１１８号**
千葉県市原市西広６丁目19番地１
再生債務者　市川　貴広
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月29日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（再イ）第５２０号**
東京都練馬区南田中１―21―６―501
再生債務者　南　　俊宏
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月29日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第２４２号**
東京都板橋区常盤台４―37―３―201
再生債務者　釜澤　岳土
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月29日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第２７９号**
東京都中央区勝どき２―８―３―610
再生債務者　金井　千晶
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月29日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第３０７号**
東京都足立区東綾瀬２―５―４―803
再生債務者　畠山　康晴
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月29日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第３９号**
岐阜県本巣市小柿238番地３
再生債務者　宗石　員弘
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日　岐阜地方裁判所

**令和８年（再イ）第２１０号**
愛知県知多郡武豊町字浅水15番地４
再生債務者　市野　辰徳
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第１１号**
福岡県行橋市行事７丁目８番７号　クレールⅡ103号室
再生債務者　鎌田　元樹
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

**令和８年（再イ）第２６号**
佐賀市鍋島町大字八戸溝1233番地３
再生債務者　田中　知基
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和８年（再イ）第２８号**
佐賀県鳥栖市平田町3106番地110　そよ風参番館102
再生債務者　野田さやか
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和８年（再イ）第２９号**
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲6034番地
再生債務者　浦井　哲也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和８年（再イ）第３２号**
佐賀県鳥栖市江島町3194番地68
再生債務者　安藤　光一
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和８年（再イ）第２７号**
埼玉県羽生市大字須影1130番地２
再生債務者　髙橋　恒暉
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和８年（再イ）第６４号**
千葉県松戸市西馬橋蔵元町104番地の１　メゾン蔵元203号
再生債務者　岡田　崇志
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（再イ）第６８号**
千葉県我孫子市布佐平和台４丁目７番５号
再生債務者　鈴木　　誠
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（再イ）第７１号**
千葉県柏市光ケ丘団地３番９―1002号
再生債務者　津吹　辰彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（再イ）第７６号**
千葉県松戸市小金原７丁目36番地の27
再生債務者　村松　真悟
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（再イ）第８７号**
東京都東久留米市南沢四丁目10番31号
再生債務者　本田　賢史
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（再イ）第６８号**
神奈川県小田原市鴨宮826番地の５　ソフィアＫ202
再生債務者　山橋　竜也
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和８年（再イ）第６３号**
静岡市葵区下791番地の６
再生債務者　大藏　景一
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
静岡地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第４９号**
兵庫県尼崎市名神町２丁目12番24―301号
再生債務者　信部　　翔
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月11日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月18日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日　神戸地方裁判所尼崎支部

**令和８年（再イ）第７号**
新潟県新発田市太田新田20番地
再生債務者　澤井　清人
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
新潟地方裁判所新発田支部

**令和８年（再イ）第２２号**
鳥取県境港市外江町1754番地１　コーポマリノス105号
再生債務者　木村　昭久
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日　鳥取地方裁判所米子支部

**令和８年（再イ）第２１号**
愛媛県西条市玉津746番地５　円・彩102号
再生債務者　伊藤　祐也
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日　松山地方裁判所西条支部

**令和８年（再イ）第３２号**
長崎県長崎市小浦町24番地
再生債務者　森　　圭太
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和８年（再イ）第３号**
長崎県五島市三尾野町349番地８
再生債務者　水請　伸治
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日　長崎地方裁判所五島支部

**令和７年（再イ）第１３６号**
広島県廿日市市城内３丁目２番15―３号
再生債務者　晴興業こと　葛馬　　翔
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月25日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第５号**
熊本県菊池市西寺1558番地８
再生債務者　村上誠一朗
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月30日
熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

**令和８年（再イ）第４９号**
兵庫県姫路市御立中５丁目１番11号
再生債務者　山名　正人
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月29日　神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（再イ）第６６号**
兵庫県高砂市伊保東１丁目２番９号
再生債務者　竹中　理輝
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月29日　神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（再イ）第３５号**
新潟市北区柳原４丁目５番13号
再生債務者　米川　　貴
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月20日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日　　新潟地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第３７号**
新潟市東区はなみずき１丁目９番22号
再生債務者　帆苅　翔太
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月20日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日　新潟地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第４４号**
新潟市中央区女池北１丁目７番２号
再生債務者　岩川　真也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月20日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日　新潟地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第４０号**
三重県四日市市富田一色町23番38―１号
再生債務者　谷口　嘉一
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月20日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日　津地方裁判所四日市支部

**令和８年（再イ）第６９号**
兵庫県姫路市書写406番地２
再生債務者　有元　保博
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月20日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日　神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（再イ）第４９号**
岡山県倉敷市玉島長尾48番地２エクセランセトル101
再生債務者　岡田　弘一
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月20日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日　岡山地方裁判所倉敷支部

**令和８年（再イ）第２２号**
徳島県徳島市北田宮二丁目７番７号　宇野マンション第３棟202
再生債務者　弓場　恭平
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月20日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日　徳島地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第３４号**
長崎県長崎市片淵５丁目11番30―601号
再生債務者　米村　豊
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月20日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和８年（再イ）第５号**
宮崎県小林市真方595番地１　希望ヶ丘住宅18号室
再生債務者　二見　和孝
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月20日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日　宮崎地方裁判所都城支部

**令和８年（再イ）第１１号**
香川県さぬき市志度293番地３
再生債務者　綾野　翔悟
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和８年（再イ）第２６号**
香川県さぬき市志度293番地３
再生債務者　綾野　亜依
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和７年（再イ）第４３号**
高知市みづき１丁目308番地２　サントノーレ観月503号
再生債務者　小松　拓也
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
高知地方裁判所民事部個人再生係

**令和８年（再イ）第２３号**
兵庫県明石市中崎２丁目７番31―1111号
再生債務者　渋谷英理子
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月29日
神戸地方裁判所明石支部再生係

**令和８年（再イ）第２７号**
神戸市西区学園東町６丁目１番地の１　806号
再生債務者　髙見　宏樹
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月29日
神戸地方裁判所明石支部再生係

## 小規模個人再生による再生計画不認可

**令和８年（再イ）第１５号**
茨城県牛久市牛久町2461番地19
再生債務者　出山　峻平
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
令和８年10月29日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

## 小規模個人再生による再生手続廃止

**令和８年（再イ）第２３号**
岩手県紫波郡矢巾町大字室岡第８地割17番地14
再生債務者　廣田　夕子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月28日
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（再イ）第１６号**
茨城県石岡市下林488番地１
再生債務者　小野瀬　博
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月28日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和８年（再イ）第１８６号**
東京都江戸川区西小松川町33―２―105
再生債務者　目黒　卓史
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（再イ）第５号**
奈良県五條市本町２丁目４番27号
再生債務者　堀　　忠洋
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月28日
奈良地方裁判所五條支部個人再生係

**令和８年（再イ）第３号**
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字川原田10番地７
再生債務者　佐藤　達也
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月29日　秋田地方裁判所横手支部

**令和８年（再イ）第６７号**
京都府宇治市木幡平尾３番地の27
再生債務者　村田　和明
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月29日
京都地方裁判所第５民事部再生係

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**令和８年（再ロ）第９号**
千葉県四街道市旭ケ丘１丁目11番６号
再生債務者　遠藤　健悟
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和８年（再ロ）第７号**
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目25番地１
再生債務者　岩田　元正
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（再ロ）第２５号**
大阪府高槻市日吉台五番町４番11号の２
再生債務者　秋吉　　香
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**令和８年（再ロ）第５号**
千葉県成田市本三里塚116番地１
再生債務者　佐久間利光
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月27日　千葉地方裁判所佐倉支部

**令和８年（再ロ）第１０００３号**
栃木県鹿沼市貝島町489番地　レオパレスパークハイムⅡ　101号
再生債務者　内山　　治
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
宇都宮地方裁判所第１民事部

**令和８年（再ロ）第１９号**
大阪府東大阪市新鴻池町19番８号
再生債務者　濱田　展聡
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**令和８年（再ロ）第２号**
岩手県奥州市江刺田原字蟹沢255番地２
再生債務者　及川由紀菜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日　盛岡地方裁判所水沢支部

**令和８年（再ロ）第２号**
新潟市江南区船戸山５丁目６番14号　アプリコットＡ107号
再生債務者　神林　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日　　新潟地方裁判所民事部

## 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和８年（チ）第２号**
福井県福井市大手二丁目８番１号
申立人　福井県信用保証協会
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）福井県越前市戸谷町第95号３番地
所有者　亡清水公夫相続財産
届出期間満了日　令和８年12月18日
令和８年10月23日
福井地方裁判所武生支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　越前市戸谷町42字上松田
地番　８番
地目　田
地籍　5933平方メートル
2　所在　越前市戸谷町42字上松田　８番地
家屋番号　８番
種類　納屋
構造　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建
床面積　１階　84．56平方メートル
２階　69．31平方メートル

**令和８年（チ）第１９号、同第２０号**
名古屋市南区元桜田町二丁目28番地2
申立人　米倉　ミツル
最後の住所　名古屋市南区元桜田町二丁目28番地
所有者　亡牧野秀昭相続財産
届出期間満了日　令和8年12月18日
令和8年10月23日
名古屋地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　名古屋市南区元桜田町二丁目
地番　28番1
地目　宅地
地積　89.98平方メートル
2　所在　名古屋市南区元桜田町二丁目　28番地1
家屋番号　28番1
種類　居宅
構造　木造瓦葺平家建
床面積　45.82平方メートル

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和８年（チ）第５０号**
神戸市中央区加納町６丁目５番１号
申立人　神戸市建築住宅局長　　増田　匡
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）神戸市兵庫区御崎本町２丁目３３番地の１５
所有者　黒田貞一
届出期間満了日　令和８年１２月２２日
令和８年１０月２２日
神戸地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　神戸市兵庫区御崎本町２丁目
地番　６番２３
地目　宅地
地積　２８．８６平方メートル
2　所在　神戸市兵庫区御崎本町２丁目
地番　６番１３
地目　宅地
地積　４．７４平方メートル

**令和８年（チ）第６号**

熊本県人吉市西間下町７番地１
申立人　人吉市
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡錦町大畑
所有者　大畑耕地整理組合
届出期間満了日　令和８年12月18日
令和８年10月23日
熊本地方裁判所人吉支部

（別紙）　物　件　目　録
所在　人吉市大畑町字宇土山
地番　2668番４
地目　畑
地積　644平方メートル

## 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和８年（チ）第１４号**

名古屋市中区大須三丁目12番26号
申立人　合同会社マッダ
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）西春日井郡豊山町大字豊場字富士85番地
所有者　佐藤　秀子
届出期間満了日　令和8年12月18日
令和8年10月23日
名古屋地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録
所在　西春日井郡豊山町大字豊場字富士　85番地
家屋番号　85番の1
種類　居宅
構造　木造セメント瓦葺平家建
床面積　27.95平方メートル

## 所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の専有部分又は共有持分について所有者不明専有部分管理命令の申立てがあったので、上記の専有部分又は共有持分の区分所有者又は共有持分を有する者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和８年（チ）第４７号**

神戸市中央区加納町６丁目５番１号
申立人　神戸市建築住宅局長　増田　匡
（亡宇埜美津枝の最後の住所）神戸市垂水区東垂水２丁目２１番５号
区分所有者　亡宇埜美津枝相続財産
届出期間満了日　令和８年１２月２２日
令和８年１０月２２日
神戸地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録
１　所在　神戸市垂水区東垂水２丁目
地番　521番9
地目　宅地
地積　23．43平方メートル
２　（一棟の建物の表示）
所在　神戸市垂水区東垂水2丁目521番地7，521番地9，521番地8，521番地10
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階69．42平方メートル
２階69．42平方メートル
（専有部分の建物の表示）
家屋番号　東垂水２丁目521番の9
建物の名称　B
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階16．27平方メートル
２階16．27平方メートル

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　一八三頁（号外第一四七号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　一〇一頁（号外第一四七号）

令和八年十一月九日
東京都港区赤坂二丁目四番六号
（甲）株式会社ＴＶｅｒ
代表取締役社長　大場　洋士
東京都港区赤坂二丁目四番六号
（乙）株式会社ＴＶｅｒ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
代表取締役社長　岡野　恒

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載日　令和八年六月二十九日
掲載頁　二一九頁（号外第一四三号）
（乙）掲載　官報
掲載日　令和八年六月二十九日
掲載頁　一九四頁（号外第一四三号）

令和八年十一月九日
東京都港区虎ノ門三丁目一九番一三号
スピリットビル五Ｆ
（甲）株式会社マイ・スターズ
代表取締役　井上　貴文
福岡市博多区東那珂二丁目八番四六号
（乙）株式会社福岡マイスターラボ
代表取締役　茂永　孝則

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月十四日
掲載頁　七十六頁（号外第八十七号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月十六日
掲載頁　五十七頁（号外第九十号）

令和八年十一月九日
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目六番一号
（甲）株式会社イーエムシステムズ
代表取締役　國光　宏昌
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目六番一号
（乙）株式会社ＥＭテクノロジー研究所
代表取締役　佐藤　夏苗
東京都港区芝一丁目一〇番一一号
（丙）株式会社グッドサイクルシステム
代表取締役　大石　憲司

令和八年十一月九日
東京都調布市調布ケ丘三丁目五番地一
（甲）株式会社共和電業
代表取締役　下住　晃平
山形県東根市大字東根甲七〇五七番地二四
（乙）株式会社山形共和電業
代表取締役　上杉　太郎
山梨県甲府市下曽根町一四八六番地一
（丙）株式会社甲府共和電業
代表取締役　小林　順蔵
東京都調布市調布ケ丘三丁目五番地一
（丁）株式会社共和サービスセンター
代表取締役　庄野　誠一

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和九年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項の規定により、同法第七九五条第一項に定める株主総会の承認決議を経ずに、乙及び丙は同法第七八四条第一項の規定により、同法第七八三条第一項に定める株主総会の承認決議を経ずに、それぞれ合併を行うことを決定しております。また、甲は、乙及び丙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加ならびに金銭等の交付はいたしません。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月十四日
掲載頁　七十六頁（号外第八十七号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月十六日
掲載頁　五十七頁（号外第九十号）

令和八年十一月九日
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目六番一号
（甲）株式会社イーエムシステムズ
代表取締役　國光　宏昌
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目六番一号
（乙）株式会社ＥＭテクノロジー研究所
代表取締役　佐藤　夏苗
東京都港区芝一丁目一〇番一一号
（丙）株式会社グッドサイクルシステム
代表取締役　大石　憲司

（乙、丙及び丁）https://www.kyowa-ei.com

**吸収分割公告**

当社（甲）は、吸収分割により乙の内装事業を営む株式会社の株式の取得・所有並びに経営助言事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので、公告いたします。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月二十八日

掲載頁　六十六頁（号外第一九二号）

令和八年十一月九日

東京都中央区銀座八丁目一〇番七号

（甲）株式会社Ａビレッジグループ

代表取締役　米村　啓太

大阪市北区曽根崎新地二丁目六番二四号ＭＦ桜橋２ビル

（乙）株式会社エイシンホールディングス

代表取締役　米村　和彦

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社ＮＩＳＨＩＫＩＮ（住所　広島県安芸郡府中町浜田本町一番三二―一号）に対して当社の投資事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十三日

掲載頁　一七九頁（号外第二三三号）

令和八年十一月九日

広島市安佐北区小河原町一〇四番地の一

株式会社ニシキンホールディングス

代表取締役　田村　宏一

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月九日

千葉県野田市花井一九五番地の五

合同会社未来企画

代表社員　浅古　和人

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月九日

東京都豊島区北大塚一丁目二番八号

ムサシキカク合資会社

代表社員　高橋　正浩

**組織変更公告**

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十一月九日

東京都中央区京橋二丁目二番一号

ココカラ合同会社

代表社員　大原　秀基

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、組織変更後の商号はシグネル株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月九日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九

ピーエムリンク合同会社

代表社員　田口　武士

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月九日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

合同会社ＭＢＳＲ

代表社員　黒髪　毅

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月九日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

合同会社ＭＢＭＬ

代表社員　黒髪　毅

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月九日

長崎県西彼杵郡時津町浦郷二七三番地三コピーセンタービル一Ｆ　合同会社とよき

代表社員　岸川　明子

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月十二日であり、組織変更後の商号は株式会社ｗｅｌｌ―ｂｅｉｎｇとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月九日

長崎県西海市西海町中浦北郷一七五八番地七　合同会社ｗｅｌｌ―ｂｅｉｎｇ

代表社員　伊藤　健大

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一千七百三十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年十月二十七日

掲載頁　六十頁（号外第二三五号）

令和八年十一月九日

東京都東大和市向原六丁目一一六四番地の三

株式会社シグマコーポレーション

代表取締役　福山　尚道

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七千八百三十五万八千百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/189010/announces

令和八年十一月九日

東京都文京区後楽二丁目一番二号

ａｔａｍａ　ｐｌｕｓ株式会社

代表取締役　稲田　大輔

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七千八十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/695271/announces

令和八年十一月九日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

株式会社ｍｕｔｅｘ

代表取締役　熊澤　洸平

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億五一八二万四千円減少して一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十日であり、株主総会の決議は、令和八年十一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　七十五頁（号外第七十六号）

令和八年十一月九日

東京都港区西新橋一丁目二番九号日比谷セントラルビル六階

株式会社フェズ

代表取締役　赤尾　雄司

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億八千四百四十一万九千円減少し一千万円とすることにいたしました。

また、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十一日であり、株主総会の決議は、令和八年十一月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ystbek.co.jp/ir_financial_results-archive/

令和八年十一月九日

東京都墨田区江東橋二丁目五番九号

東京生活館株式会社

代表取締役　金山　名

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月九日

長野県上高井郡高山村大字中山九八〇―五九　四号棟

髙澤合同会社

代表社員　髙澤　史納

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を十四万五千四百四十六円減少し一千五百八十五万四千五百五十四円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十日であり、株主総会の決議は、令和八年十一月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月五日

掲載頁　七十四頁（号外第二一九号）

令和八年十一月九日

大阪府大阪市城東区成育一丁目七番一〇号

富士歯輪工業株式会社

代表取締役　鈴木　泰正

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八千二百二十万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月十日

掲載頁　一四八頁（号外第一七九号）

令和八年十一月九日

大阪市東淀川区東中島一丁目一七番五号

株式会社ユニゲ

代表取締役　中条　一樹

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を九千七百五十万円、資本準備金の額を九千七百五十万円減少し、それぞれ三百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況につき、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月九日

千葉市若葉区桜木五丁目一六番二一号

有限会社ツルタ

代表取締役　鶴田　浩康

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、令和八年十月二十九日時点の資本金の額を金三億千四百九十九万八千円、資本準備金の額を金十億五百四十九万五百五十八円減少し、また、令和八年十二月二十五日までの日を払込期日又は払込期間の末日とする種類株式を含む募集株式の発行があった場合には、当該募集株式の発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分をそれぞれ減少し、最終的な資本金の額を金三千万円、資本準備金の額を金三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月三十日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十九日

掲載頁　八十七頁（号外第一一〇号）

令和八年十一月九日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号虎ノ門三三森ビル六階

Ｐｏｌｉｍｉｌｌ株式会社

代表取締役　伊藤あやめ

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四億五千万円、資本準備金の額を四億五百七十一万六千九十七円減少し、それぞれ三千万円、十八億三千二百六十七万八千八百五十三円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十五日であり、株主総会の決議は、令和八年十月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://coin-trade.cc/

令和八年十一月九日

東京都渋谷区桜丘町二〇番一号

株式会社マーキュリー

代表取締役社長　都木　聡

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億三千百万千八百六十八円、資本準備金の額を三億三千万千八百六十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/366485/announces

令和八年十一月九日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学南研究棟アントレプレナーラボ二〇二

株式会社ＥＶＥＲＳＴＥＥＬ

代表取締役　田島圭二郎

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十九日

掲載　八十六頁（号外第一一〇号）

令和八年十一月九日

東京都港区麻布台一丁目一番二号麻布台ヒルズレジデンスＢ棟Ｓ―Ｏｆｆｉｃｅ五一二

Ｍｏｏｖｅ　Ｊａｐａｎ　Ｈｏｌｄｃｏ

株式会社　代表取締役　岩下　史門

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年十一月二十五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年十一月九日

新潟県佐渡市中原三二八番地一三

テクノアート株式会社

代表取締役　千田　奏美（野田　奏美）

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月九日

群馬県高崎市八千代町一丁目一四番五号

井上セキュリティーサービス株式会社

代表取締役　井上　保男

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月九日

神奈川県横須賀市神明町五八番八

東邦電線工業株式会社

代表取締役　杉沢　慶一

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十二月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月九日

新潟県新潟市西蒲区巻甲四二六九番地

株式会社加藤油店

代表取締役　本田　潤一

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月九日

静岡県浜松市中央区飯田町一三〇五番地の一

株式会社さかたや

代表取締役　福居　雅哉

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月九日

京都府亀岡市篠町広田二丁目二六番三号

株式会社山一建業

代表取締役　佐藤　敦

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年十一月九日

沖縄県浦添市仲間二丁目四五番七号

株式会社アクアクリエーション

代表取締役　鈴木　俊行

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年十一月九日

沖縄県国頭郡国頭村字奥間一九四八番地
株式会社アクアサイエンス研究所
代表取締役　鈴木　俊行

**限定承認公告**

本籍北海道室蘭市中島町一丁目三番地、最後の住所北海道札幌市北区北三十四条西四丁目二番一五号中野ビル二〇一号
被相続人　亡　橋本　俊樹

右被相続人は令和八年七月十一日頃から二十日頃までの間死亡し、その相続人は令和八年十月二十七日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

北海道室蘭市中島町一丁目三番一号
限定承認者　橋本チヨ子

**限定承認公告**

本籍神奈川県海老名市大谷南三丁目三六〇三番地、最後の住所神奈川県海老名市大谷南三丁目一番三二号　被相続人　亡　大塚　秀子

右被相続人は推定令和五年十月十二日死亡し、その相続人は令和八年十月二十二日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

神奈川県海老名市国分北二丁目五番一〇号
限定承認者　大塚　重雄
成年後見人　篠原　康史

**限定承認公告**

本籍岐阜県羽島市上中町沖一二六二番地、最後の住所岐阜県瑞穂市生津外宮東町二丁目八番地藤橋ビル　四〇五号
被相続人　亡　吉田　勇

右被相続人は令和八年八月十一日死亡し、その相続人は令和八年十月二十七日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

岐阜県羽島市竹鼻町狐穴八一一番地フォレストヒルＳ　一〇二号室
相続財産清算人　吉田　賢一

**限定承認公告**

本籍徳島県三好市西祖谷山村有瀬六〇〇番地、最後の住所香川県さぬき市造田是弘五二三番地五　フォブールルーシア一〇二
被相続人　亡　真鍋佐代子

右被相続人は令和七年十月二十日死亡し、その相続人は令和八年十月二十六日高松家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪市北区西天満四丁目一一番一六号
ニュー梅新東ビル七階　山田・長田法律事務所
限定承認者　笹川　清洋
代理人　弁護士　長田　知恵

**限定承認公告**

本籍広島県福山市松永町五丁目六四五番地、最後の住所広島県福山市神辺町大字新湯野三八番地一
被相続人　亡　中川　知子

右被相続人は令和八年五月十四日死亡し、その相続人は令和八年十月二十七日広島家庭裁判所福山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

広島県福山市城見町一丁目一番一八号
限定承認者　中川　真弓

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金七千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/g84mp6r8

令和八年十一月九日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内
Ｕｎａｇｉ特定目的会社
取締役　栗本　佳宜

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/suneygz6

令和八年十一月九日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内
ＮＲ　ＧＣＲＥＩＴ　ＪＰ特定目的会社
取締役　栗本　佳宜

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を五十二億四千九百七十九万五千四十一円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

https://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=33129093

令和八年十一月九日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地
さくら綜合事務所内
シーエムデベロップメント特定目的会社
取締役　安藤　隆夫

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/fwz4ezaq

令和八年十一月九日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内
ＭＡＤＡＩ特定目的会社
取締役　栗本　佳宜

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/vdunfe56

令和八年十一月九日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内
Ｋｕｊｉｒａ特定目的会社
取締役　栗本　佳宜

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/zw9jaxub

令和八年十一月九日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内
ＫＩＮＭＥＤＡＩ特定目的会社
取締役　栗本　佳宜

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/zw9jaxub

令和八年十一月九日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内
ＮＲ　ＧＣＲＥＩＴ　ＪＰ特定目的会社
取締役　栗本　佳宜

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## 正　誤

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 四四 | 下 | 一五～一四 | 基準当計画相談支援（終りから） | 基準該当計画相談支援 |

（印刷誤り）

令和八年六月二十五日（号外第百四十号）公布法律第五十一号（社会福祉法等の一部を改正する法律）

令和八年十月三十日目次及び本文において、国土交通省告示第千三百二十六号は、国土交通省告示第千三百二十五号となった。

平成二十二年三月二十九日（号外第六十五号）文部科学省告示第五十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）

（原稿誤り）

三六ページ上段別表一所在地欄中一行目から三八ページ上段別表一所在地欄中六行目までの「輪島市黒島町」は全て「輪島市門前町黒島町」の誤り。